提案事項に対する所管省庁の回答

番号:28

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	9日	所管省庁への検討要	請日:12月6	6日	回答取りまとめ日:1月17日	
提案事項		「ャルコイン付き)」	廃止時におけ	る日刊新	所聞への公告義務について、電·	子的な代替手段を
	活用する					
具体的内容	【具体的内容】					
	前払い式バーチャルコ	1イン付きのアプリ	を廃止しよう	とすると	: きは、その旨を「新聞公告」 [・]	でもって利用者に
	周知することが義務係	けられている。そ	こで、廃止を	周知する	る手段として、紙メディアであ	る「新聞」だけで
	なく、自社ウェブサイ	/ トなどの電子的な	割知方法をも	って代え	られるような規制改革を求める	3 .
	【提案理由】					
					ていないものが多い。その一方で	
	公告には、安くとも数	女十万円の費用が発:	生する。アプ	リ利用者	觜の残金が×万円であっても、⋮	新聞公告に数十万
	円超をかける事態が多	栓生しており、費用	対効果を考え	ると疑問	引がある。また、アプリの利用	はサイバースペー
	スで行われるものであ	5るにもかかわらず.	、新聞という	紙メディ	ィアのみに周知方法を限定して	いることは不合理
	であり、利用者に広く	効果的に周知する	観点からも、	サイバー	-スペースでの代替手段を認める	るべき。
提案主体	新経済連盟					
	所管省庁:金融庁					
制度の現状	資金決済に関する流	法律に基づき、前払	式支払手段の	発行の業	養務の全部又は一部を廃止した	場合には、内閣府
	令で定める額を保有者	がに対し払い戻さな(ければなりま	せん。		
	この払い戻しを行おう	とするときは、前	払式支払手段	発行者に	は、「払戻しをする旨」「払戻し	に係る前払式支払
					きこと」「当該申出をしない前	
					■に関する事項を掲載する日刊	
	しなければなりません					
		-				
該当法令等	資金決済に関する法律	第 20 条第 1 項、前	i 払式支払手段	设に関す.	る内閣府令第 41 条第 2 項	
措置の分類	検討を予定					
措置の概要	現行法では、払戻す	=続を行うことによ	る保有者に対	する影響	響(除斥など)が大きく、保有:	者に広く周知する
11 2 4 1/10 2					等について日刊新聞紙により	
	務づけられています。		,_,,_	, , , ,		, 0 - 2 ,2
		ナトで、日刊新聞:	紙による公告	に代えて	て電子的な周知方法を行いうる	ものとすることが
					定に基づく見直し等の中で、検	
	CC 55 75 12 25 CK	X = (N/1) = (N/1) = (N/1)	Z -	, >IC 42 1961	たに至りて光直していて	
	<参照条文>					
	〜シボネヘノ 資金決済に関する法律	■ 「村目 」				
	(検討)	- 1171				
	110100	この法律の施行後	五年を経過し	た場合に	において、この法律の施行状況	社会経済情勢の
	*** *****				必要があると認めるときは、	
	て所要の措置を講ずる			ċ //I /€ \	とうなって 自じなって こしょ	こうである この・
	※資金決済に関する活		式 22 年 A 日 1			
	小女亜人内に関する	4年77週11日は、十7	% 44 + + 月	ι μ 。		

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:29

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月16日		所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:1月17日		
提案事項	建設工事における発注	者による資源の有効利用			
具体的内容	【要望の具体的内容】				
	建設工事に伴い生す	"る廃棄物の処理については、元請業:	者が排出事業者としての責任を負うという原則は変		
	えずに、発注者の同-	-事業場内で再利用されることが確実	であると認められる場合については、発注者が再利		
	用等をしようとする対	†象物を明確にし、その旨を工事請負	契約において明示させた上で、発注者が元請業者に		
	代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。				
	【規制の現状と要望理由等】				
	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法の改正により、元請業者に処理責任が一元				
	化された。これにより、元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、事業形態が多層化・複雑化している建設				
	工事において、個々の)廃棄物について処理責任を有する者:	が明確になったので、資源の有効利用、適正処理が		
	進むことが期待されて	いる。			
	しかしながら、大規	提供な工場内での建設工事では、工事	の発注者が自らの工場の中で再利用等を行ったほう		
			される大規模な道路工事やシールド工事等の公共工		
			施工区間を越えて再利用等を行うことにより、現場		
			。また、資源の運搬も最小限に抑えられる。		
			負う原則は変えずに、発注者が再利用等をしようと		
			示させることなどにより、発注者が排出事業者責任		
			注者の適切な役割分担により、副産物の資源として		
	の有効利用が効率的に	進む。			
提案主体	(一社)日本経済団体	運合会			
	所管省庁:環境省				
制度の現状			渡することができないために不要となったものをい		
			況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者		
			(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。		
		き物に該当しないとされたものについ	ては、廃棄物処理法の適用を受けないことになりま		
	す。 **** *****	·ᄜᆠᅔᄱᄜᇰᆂᄺᄝᆡᄼᇰᄱᅷᅷᅕᄱ			
	また、産業廃棄物に	関する個別の事例ごとの当該廃棄物	該当性に係る実際の判断については、都道府県等が		

「行政処分の指針について (通知)」(平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

措置の分類

現行制度下で対応可能

行うこととなっています。

措置の概要

御提案の発注者への排出事業者責任の転換については、前提として、建設工事に伴い生ずる物について、当該物を発注者の同一事業場内で再利用する場合、「行政処分の指針について(通知)」により、都道府県等が個別の事案ごとに総合判断した結果、当該物が廃棄物ではないと判断するのであれば、現行制度上、当該物を廃棄物として取り扱う必要はありません。したがって、このような場合にあっては当該物を発注者が利用することは可能です。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:30

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月16日		所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:1月17日			
提案事項	広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用					
具体的内容	【要望の具体的内容】					
	広域認定制度におし	^て、廃棄物の収集運搬を行う者として、	自社製品を納入した車両の帰り便以外に、廃棄			
	物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。					
	【規制の現状と要望理由等】					
	広域認定制度は、国が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者(製造事業者)					
	を認定することにより、廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)に関する自治体ごとの許可を不要(委託先も含					
	む)とする特例制度である。製品の性状、構造を熟知している製造事業者等に広域的な廃棄物処理を行わせる					
		目を目指している本制度を充実させれば、				
	,		■両以外の業者に廃棄物の収集運搬を行わせるこ			
			で工程ごとに使用建材が変化することから、一般			
			₹物収集運搬会社等が運搬する方が効率的な場合 │			
		は運用上ほとんど認められていない。				
			自社製品を納入した車両以外に、収集運搬業の			
			これにより、広域認定制度が利用しやすい制度			
	となり、一層効率的な 	に廃棄物処理が進むことになる。				
担安 计 /+	 (一社)日本経済団体	上海合合				
提案主体	(一位) 口本在済団で	2年15年15年15年15年15年15年15年15年15年15年15年15年15年				
	所管省庁:環境省					
生まりは		B接十氏が廃棄物の減量での地での第三+	この理の確保に多せて広ばめたの理を行う者(制			
制度の現状			は処理の確保に資する広域的な処理を行う者(製			
	坦尹未白寺)を認正9	「ることにより、筬果物処理耒(収集連続	段業、処分業)に関する地方公共団体ごとの許可			

	所管省庁:環境省
制度の現状	広域認定制度は、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者(製造事業者等)を認定することにより、廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)に関する地方公共団体ごとの許可をその委託を受けて処理を行う者を含めて不要とする特例制度です。 広域認定制度における廃棄物の収集運搬では、広域的処理の内容の基準、広域的処理を行おうとする者の基準及び広域的処理の用に供する施設の基準に適合した場合は、廃棄物の収集運搬を行うことができるため、自社製品を納入した帰り便に限定した運用を行っていません。廃棄物の収集運搬の許可を有している収集運搬業者も、上述の基準に適合する場合は、広域認定制度において廃棄物を収集運搬することが認められています。
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3 同施行規則第6条の13、第12条の12の8
	回旭1] 別則第 0 未の 13、第 12 未の 12 の 0
措置の分類	事実誤認
措置の概要	「制度の現状」に記載のとおり、ご提案の内容は現行制度の範囲内で実現可能と考えています。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月16日

番号:31

│回答取りまとめ日:1月17日

提案事項	微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入
具体的内容	【要望の具体的内容】微量 PCB 汚染廃電気機器等について、安全性の確保を大前提としつつ、PCB 含有絶縁油
	と抜油後の容器等に関して、規制対象を区分して取り扱うEUや米国等と同様の規制の仕組みを導入すべきで
	ある。併せて、抜油後の容器等に由来する PCB のリスク (PCB の総量・含有濃度に応じた環境や人体等への影
	響等)に即した処理対象のあり方、資源の効率的利用を勘案した処理促進策を、PCB 廃棄物の保管事業者をは
	じめ、民間事業者等との連携のもと策定すべきである。
	【担制の現代と東朝理由生】微号 DCR 汗染咳嗽气機哭笑に関してけ、絶縁油、抹油終の家哭笑からがに汗染された使用中機

所管省庁への検討要請日:12月6日

【規制の現状と要望理由等】微量 PCB 汚染廃電気機器等に関しては、絶縁油、抜油後の容器等ならびに汚染された使用中機 器の処理が、同法ではなく、行政通達のもと、PCB 絶縁油に関する処理目標基準(PCB 濃度 0.5mg/kg)に準拠してなされている 状況である。しかしながら、当該規制は他の先進諸国における規制実態とは著しく乖離している。例えば、米国では、絶縁 油の処理対象基準はストックホルム条約で廃絶が求められる 50mg/kg である一方、抜油後の容器等については 500mg/kg 以上 の絶縁油が封入・付着していたものが処理対象とされている。PCB を含む絶縁油を抜油した後の容器等に関しては、PCB 総量 の殆ど(約97%)が除去されているため、漏洩等に起因するリスクは大幅に低下しているのが、PCB処理現場の実態である。 また、現行規制を前提とした場合、高濃度 PCB 廃棄物 (PCB 総量約2万トン) の処理に必要な費用が約6,000 億円であるのに 対し、PCB 総量約7トンの微量PCB汚染廃電気機器等の処理に数兆円規模が必要と試算される。さらに、この大半が、0.2 トンの付着等により残存する抜油後の容器等の処理費用である。わが国独自の著しく厳しい規制が、過重な負担を事業者に 課し、円滑な微量PCB汚染廃電気機器等の処理を阻害する要因となっている。わが国が、ストックホルム条約で定められ ている年限(2028 年)までに全量の PCB 廃棄物処理を完了できるか、見通しは立っていない。以上を踏まえ、中小企業を含 む国民負担の低減、諸外国との競争条件(規制による追加的コスト負担)のイコールフッティングを通じたわが国産業の競争 カ強化、さらには成長戦略の実現という観点から、安全かつ確実な処理を大前提としつつ、微量 PCB 汚染廃電気機器等のリ スクに応じた合理的・効率的な処理を可能とする仕組みを導入することが求められる。とりわけ、先進諸外国の取組みに比 しても、リスクに見合わない莫大な費用が求められる「抜油後の容器等」の処理については、使用中の機器が大半を占める ことに留意しつつ、絶縁油と抜油後の容器等は別途の PCB 濃度で規制するとともに、安全と合理的・効率的処理を両立させ る方策の実現に向けて官民が一体となって検討すべきである。

提案主体 (一社)日本経済団体連合会

所管省庁:経済産業省、環境省

制度の現状

【経済産業省】使用中機器について:PCBを含有する電気工作物については、①現に設置している機器がP CBを含有するものであることが判明した場合、②PCBを含有する機器を設置する者の氏名若しくは名称、 住所若しくは代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地等に変更があった場合、③PC Bを含有する機器の使用を廃止した場合、④PCBを含有する油の漏えいが生じた場合等、に届出を義務づけ ています。また、電気設備の技術基準を定める省令においてPCBを含有する絶縁油を使用する電気機器は、 電路に施設してはならないこと定めており、新たに電路に施設することを禁じています。

【環境省】微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理を促進するため、平成 21 年に廃棄物処理法に基づく環境大臣の認 定制度を改正し、処理体制の確保が進められています。平成 25 年 10 月末時点で環境大臣の認定は 11 事業者と なり、毎年着実に増加している状況ですが、特に容器の処理を行う処理施設が十分確保されていないのが現状

廃棄物処理法施行令第6条の5第2号ホ、電気関係報告規則第4条、電気設備に関する技術基準を定める省令第19条 該当法令等

【経済産業省】検討に着手、【環境省】検討を予定

措置の分類 措置の概要

【経済産業省】⑥使用中機器への対応策について

PCBを含有する電気工作物に係る規制基準等としては、環境に影響を及ぼす恐れの少ない廃棄物の基 準と整合するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」及び「重電 機器等から微量のPCBが検出された事案について」に準拠しています。

従って、PCBを含有する電気工作物(PCBを含有する絶縁油及び抜油後の容器に係る規制を含む)に係 る規制基準等については、環境省の廃棄物に係る基準の動向に応じて対応します。

2) PCB含有電気機器については、現在、機器内の微量PCBを浄化する処置を施すこと等により、無害化 する技術の開発が進められており、開発された技術について環境省において技術評価を実施中です。-行制度では、このような技術を用いて使用中機器内のPCBが無害化されたとしても、PCB含有機器である との位置付けを変更できません。このため、環境省による評価が終了した浄化技術を使用してPCBを無害化 した使用中の電気機器については、PCBを含有する機器として扱わない旨の枠組み作りを現在経済産業省に て検討しているところです。また、それらの無害化された機器が廃棄物になった際も、特別管理産業廃棄物と ならない旨の検討を、環境省とともに年度内に開始、すみやかに結論を出したいと考えています。

【環境省】PCB の処理に関しては、御存じのように、排出事業者処理責任の原則に委ねた結果、30年もの間 全く処理が進まず、その間多くの PCB 廃棄物が紛失するという由々しき事態が生じました。そうした事態を打 開するため、特別措置法を立法し、JESCO を立ち上げ、世界でも最も厳しい処理基準を設定し、化学処理法を 導入し、ようやく社会から受入れられ、処理が進んできたという経緯があります。これを十分に踏まえて、PCB 処理が全体として円滑に進むことが極めて重要であると考えています。こうした認識に立って、環境省として は、微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進に向け、抜油後の容器について安全かつ合理的な処理促進策の検 討を行います。平成25年度中に検討を開始し、結論を得次第措置します。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:32

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月16日 所管省庁への検討要請日:12月6日 回答取りまとめ日:1月17日

×111 - 1 - 71	Man wkinghai i zayaa hawyoo coo a i ya i ya
提案事項	土地の形質変更時の土壌汚染対策法の届出の簡素化
具体的内容	【要望の具体的内容】
	形質変更時要届出区域において、経年劣化等により埋設配管等の突発的な工事が必要となった場合、それが
	非常災害によるものでない場合でも迅速に対応できるよう、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容
	を前もって届け出る制度を設けるか、もしくは対応後に事後的に届け出ることを認めるべきである。
	【規制の現状と要望理由等】
	形質変更時要届出区域に指定されると、土地の形質の変更を行う場合、工事着工 14 日前までに都道府県等に
	届け出る必要がある。ただし、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」
	や「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」などは対象外とされている。
	このため、経年劣化など非常災害以外の理由で埋設配管等の突発的な工事等が必要になった場合であっても、
	迅速に工事に着手することができない。
	本年6月の規制改革ホットラインの回答では、「通常の管理行為、軽易な行為等(法第 12 条第 1 項ただし書
	の1)については届出を要しないため、埋設配管等の突発的な工事等がこれに該当する場合は届出を要しない
	場合があります。」とされているが、同法施行規則50条では、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に
	該当するものとして、土地の面積が 10 ㎡未満・深さが 50 cm未満であること等があげられている。
	こうした要件を満たさない場合であっても、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届
	け出る制度を設けるか、もしくは事後に届け出ることを認められれば、早急に対策工事を実施することができ
	る。
10 -	
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

	所管省庁:環境省
制度の現状	形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する
	日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手
	予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。
該当法令等	土壌汚染対策法第 12 条第 1 項、施行規則第 50 条、環境省告示第 53 号
措置の分類	対応不可
措置の概要	高濃度で土壌が汚染されている形質変更時要届出区域も考えられ、土地の形質の変更に伴い土壌汚染が周辺
	地域に拡散するおそれ等があるため、14日前までの届出を不要とすることは困難です。
	汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度に関しては、既に形質変更時要届
	出区域内において、汚染の拡散をもたらさない方法(環境省告示第53号)により行われる旨、都道府県知事の
	確認を受けた場合には、事前の届出義務の対象外です。
	事後に届け出ることに関しては、汚染の拡散の防止が担保できないため、そのような措置は困難であると考え
	ます。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:33

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

提案事項 土壌汚染対策法における自然由来の物質の対象除外 異望の具体的内容 と表しの根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部	受付日:10月	16日	所管省庁への検討要請日:	1 2 日 6 日	回答取りまとめ日:1月17日
具体的内容 【要望の具体的内容】 法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対外とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、上記局長通知により、法令の根拠なく対象とされた。 このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上る場合には、対応処置を行わなければならない。特定有害物質にある汚染状態が専ら自然に由来するおそれあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められているが、自然由来の物質であること行政に証明するためにも、非常に多くのコストと時間がかかっている。 上記局長通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、同通知をもって事者に多くのコストと時間がかかる作業を強要すべきではない。 「大田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	又19日 . 10万	ТОЦ	77日日77 *V7天时女明日.	12701	四日本りなどの日:「ガーブロ
法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部 改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002 号 改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対外とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、上記局長通知により、法令の根拠なく対象とされた。 このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上る場合には、対応処置を行わなければならない。特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められているが、自然由来の物質であること行政に証明するためにも、非常に多くのコストと時間がかかっている。上記局長通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、同通知をもって事者に多くのコストと時間がかかる作業を強要すべきではない。 提案主体 (一社)日本経済団体連合会 所管省庁:環境省 ・ 平成22年4月から施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律において、自然由来の有害物質が含まる汚染された土壌も法の対象としています。 ・ 技術・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・	提案事項	土壌汚染対策法におけ	る自然由来の物質の対象	 除外	
る場合には、対応処置を行わなければならない。特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められているが、自然由来の物質であること行政に証明するためにも、非常に多くのコストと時間がかかっている。 上記局長通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であり、同通知をもって事者に多くのコストと時間がかかる作業を強要すべきではない。 提案主体 (一社)日本経済団体連合会 所管省庁:環境省 制度の現状 平成 22 年 4 月から施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律において、自然由来の有害物質が含まる汚染された土壌も法の対象としています。 該当法令等 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 第 1 (平成 22 年 3 月 5 日 環水大土発第 100305002 号、改正:平成 23 年 7 月 8 日 環水大土発第 110706001 号: 措置の分類 対応不可 措置の概要 平成 21 年 2 月の中央環境審議会土壌農薬部会答申「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前時自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点か適切な管理が必要となる。よって、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に法の対適切な管理が必要となる。よって、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に法の対	具体的内容	法令上の根拠なく、 改正する法律による改改正:平成23年7月 外とすべきである。 【規制の現状と要望理 土壌汚染対策法上の の根拠なく対象とされ	(正後の土壌汚染対策法の 8日 環水大土発第 1107 全由等】)有害物質で自然由来のも いた。	施行について(3 06001 号)」を序 のは、元々は対	平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、 廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象 対象外であったが、上記局長通知により、法令上
所管省庁:環境省 制度の現状 平成22年4月から施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律において、自然由来の有害物質が含まる汚染された土壌も法の対象としています。 該当法令等 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 第1 (平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号) 措置の分類 対応不可 措置の概要 平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会答申「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前時自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点か適切な管理が必要となる。よって、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に法の対		る場合には、対応処置 あると認められるとき 行政に証明するために 上記局長通知は、地 者に多くのコストと時	を行わなければならないは、土壌汚染状況調査には、土壌汚染状況調査に さ、非常に多くのコスト は方自治法第 245 条の 4 第時がかかる作業を強要す	。特定有害物質 係る特例等が認 と時間がかかっ 1項の規定に基	質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれが 忍められているが、自然由来の物質であることを oている。
制度の現状 平成22年4月から施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律において、自然由来の有害物質が含まる汚染された土壌も法の対象としています。 該当法令等 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 第1 (平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号) 措置の分類 対応不可	提案主体	(一社)日本経済団体	連合会		
制度の現状 平成22年4月から施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律において、自然由来の有害物質が含まる汚染された土壌も法の対象としています。 該当法令等 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 第1 (平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号) 措置の分類 対応不可					
該当法令等 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 第1		所管省庁:環境省			
(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号) 措置の分類 対応不可 措置の概要	制度の現状			もの一部を改正 [−]	する法律において、自然由来の有害物質が含まれ
措置の概要 平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会答申「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前断自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点か適切な管理が必要となる。よって、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に法の対	該当法令等				
自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点か適切な管理が必要となる。よって、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に法の対	措置の分類	73.01			
土壌を法の対象としています。 なお、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、専ら自然由来の土壌汚染のおそれが認め れる土地についての土壌汚染状況調査方法の緩和や形質変更時要届出区域のうち自然由来の土壌汚染地であ て、一定の条件を満たすものについては、自然由来特例区域と設定し、当該区域内における土地の形質の変 の施行方法の基準を別に設ける等の負担軽減の措置を行っています。	措置の概要	自然的原因により有害に健康を与えるとは 適切な管理がある。」と 主壌を法の対象として なお、平成23年7月 れる土地についての土 で、一定の条件を満た	が関が含まれる土壌につるれがあり、搬出し別のる。よって、人為的なとといます。 同に土壌汚染状況調査方法の緩 でするのについては、食	いては、自然的場所に運び行為に選び行為に 出以降の行為に 汚染対策法にお 則の一部を変更 別の一部変更時 和来特例区域と	的原因であっても指定基準を超過する場合は、人 れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から こついては、その他の汚染土壌と同様に法の対象 おいて自然由来の有害物質が含まれる汚染された 正し、専ら自然由来の土壌汚染のおそれが認めら 特要届出区域のうち自然由来の土壌汚染地であっ と設定し、当該区域内における土地の形質の変更

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:34

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

	受付日:10月16日	所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:1月17日
--	------------	-------------------	----------------

提案事項	土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加
具体的内容	【要望の具体的内容】
7 TH 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	トースタエンス(Fig.) 7767 ・ 形質変更時要届出区域内における杭の施工方法に関して、ガイドライン参考資料 Appendix12 で示されている
	ケーシングを設置する方法に加え、汚染物質の拡散を防止するように工夫したアースドリル工法等も認められ
	ケーラングを設置するガスに加え、万米物質の拡散を防止するように工人したケーストゥルエスする認められ るよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。
	るよう、ガイドラインに加重するとともに、郁道が無に周知すべきとめる。 【規制の現状と要望理由等】
	形質変更時要届出区域の土地の形質の変更届出は、同法施行規則第 53 条に定める基準を満たせば受理される **********************************
	│ べきである。しかし、同条第2項「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」の解釈として、要措 │
	置区域内における施行方法の基準である「平成 23 年環境省告示第 53 号」に則り施行すること、とされている
	ため、ガイドラインの参考資料 Appendix12 に「代表的なケース」として記載されている、ケーシングを設置す
	る施行方法以外の方法を認めない自治体が多い。
	│ しかし実際には、ガイドラインに記載されている工法を採用しようとしても、準不透水層の深さや土質の条 │
	件により、ケーシングを準不透水層まで設置することが相当に困難な場合がある。
	│ また、ケーシングを設置できる場合においても、ガイドラインに記載されている、ケーシング内の準不透水 │
	層を"遮水材"に置換し杭を築造する方法は、特定の建設会社が保有する特許工法を侵害する恐れが高いため、
	広く施工を行うことが困難である。
	建築工事で広く採用されているアースドリル工法でも、掘削作業時に安定液を地盤の土質構成に基づいて適
	切に配合し、性状管理を適切に行うことで、安定液の造壁機構と孔壁安定化作用により汚染拡散防止を図るこ│
	とが可能である。これは、施行規則第 53 条2項で求められている「基準不適合土壌が帯水層に接しないように
	すること」を満たしている。
	こうした方法も認めるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会
1/C //C IT	

所管省庁:環境省 制度の現状 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準は下記の通りです。 ①土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要 な措置を講ずること。 ②土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が当該形質変更時要届出 区域内の帯水層に接しないようにすること。 ③土地の形質の変更を行った後、法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場 合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。 該当法令等 土壤汚染対策法第 12 条第 4 項、施行規則第 53 条 措置の分類 対応不可 措置の概要 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法について、特定の杭打設の工法の施行基準適 否は各自治体の判断によるところです。形質変更時要届出区域内における施行方法の基準を満たしているので あれば、個別の工法に対し施行することを妨げるものではありません。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

番号:35

洗浄施設(流し台など)の設置、変更の水質汚濁防止法の許可申請期限の短縮 提案事項 【要望の具体的内容】 具体的内容 特定施設のうち、小規模な洗浄施設(流し台など)の設置や使用方法の変更に関しては、実施までの制限期 間を短縮(例えば30日)すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 水質汚濁防止法上の特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届け出る必要がある。この 期間は、特定施設に該当する限り、研究所の洗浄施設などでも大型の施設でも同じであり、また使用する化学 物質を変更する場合も同じ期間が必要となる。 同法第9条第2項では、都道府県知事がこの「期間を短縮することができる」としており、また環境省は平 成9年9月24日付環大規大 232 号・環水規大 309 号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措 置について」において、「水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・敷地 境界基準または排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、 その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県に通知している。しかし、研究所の洗浄施設の新設や 新たな化学物質を使用するための使用方法の変更に関しては、期間が短縮されていない。 こうした制約のため、企業は様々な研究開発に迅速に取り組むことができていない。 提案主体 (一社)日本経済団体連合会

所管省庁:環境省

制度の現状 水質汚濁防止法第5条及び第7条において、特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届出の必要があります。

同法第9条第2項では、都道府県知事は届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができると規定しています。また環境省は平成9年9月24日付環大規大232号、環水規大309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・敷地境界基準または排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県に通知しています。

該 当 法 令 等 | 水質汚濁防止法第 9 条第 2 項

措置の分類|事実誤認

措置の概要 水質汚濁防止法第5条及び第7条において、特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届出を行う必要があります。

都道府県知事は届出内容について審査を行い、排水基準等に適合すると認められるときは、同法第9条第2項の規定により、都道府県知事がこの期間を短縮することができると規定しており、研究所の洗浄施設の新設や新たな化学物質を使用するための使用方法の変更においても同様に期間の短縮は可能です。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:36

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月16日		所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:1月17日				
提案事項	電気主任技術者兼任要	9件の明確化					
具体的内容	【要望の具体的内容】						
	主任技術者制度の解	解釈及び運用 (内規) 4 . に記載の兼任承認	忍基準を見直し、その要件を明確化すべきである。				
	明確化の案としては、例えば、「隣接する同一資本の事業場であれば主任技術者の兼任を認める」等にすべきで						
	ある。	=					
	【規制の現状と要望理	·-					
			ようとする事業場等の最大電力が 2,000kW 以上ま				
		たは設備数が6つ以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を					
	期することとする。」		피나스, 나 サイフ크로 ARM IPPUL V C 1840				
			愛昧なため、兼任承認申請の際、個別に当局が判				
		o。例えは、「削例か無く認められない」。 『し、無用な負担をかけることになる。	との解釈をされた件もある。このような状態は事				
		うし、無用な負担をかけることになる。 背が要件に該当するか否かを判断できるJ	トンに 亜州 た明珠ルオベキでもて				
	4 = 4 1 1 1 HIV H		たりに、安任を明確にすべるである。 あれば主任技術者の兼任を認める」といった兼任				
	73.12.12.17.17.12.2 C 11		の1003年は技術者の末任を認める」というた末任 同一資本の下に主任技術者と工事・保安の従事				
			・命令が実質的に一事業場と同一とできるため、				
	H 10 11-03 1	でわらず、保安業務の遂行上の支障とはな	777 277				
提案主体	(一社) 日本経済団体	k連合会					
	所管省庁:経済産業省	À					
制度の現状			析者を選任することとなっています。原則、複数				
			呆安上支障がないと認められる場合であって経済				
			要件は内規で定められており、兼任させる事業場				
	について、「資本関係	等」や「同一の敷地内で相互に影響を及り	ぼすおそれのあるような場合」などを明示すると				

該当法令等

電気事業法施行規則第52条第3項・主任技術者制度の解釈及び運用(内規)

ともに、「2MW以上となる場合には審査に慎重を期す」としております。

措置の分類 対応不可

措置の概要

特別高圧設備で波及事故が発生した場合には、その影響範囲は高圧設備に比べて格段に大きなものとなるお それが高く、また、容量が大きくなるに伴い、変圧器や負荷自体も大きくなるため、1箇所の点検にかかる時 間も増えます。そのため、複数の特別高圧設備での電気主任技術者の兼任を認めた場合、台風等の自然災害に より、兼任している複数の事業場に同時に不具合が起きた際、その対応に多くの時間を要し、波及事故の復旧 に支障が生じるおそれが高くなることから、保安上原則認めることはできません。

一方、高圧設備に関しては、2MW以上であっても、個々具体の事例毎に設備や使用環境、保安体制等を確 認し、保安の確保が十分であると判断できる場合、兼任を認めています。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:37

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	16日	所管省庁への検討要請日	: 12月6日	回答取りまとめ日:1月17日	
提案事項	デジタル教科書の普及	に向けた規制緩和			
具体的内容	【要望の具体的内容】				
	当該法律第2条の	「教科書」の定義に、「図	書」に加え「図	書相当のデジタル情報」を追加する。	
	【規制の現状と要望理	目由等】			
	<規制の現状>				
	現在、デジタル化された教材は教科書として認められていない。そのため、著作権法第33条で示される教科				
	書への著作物の取り扱いがデジタル教材には適応されず、教科書作成に必要な写真や資料などのデータ使用の				
	権利処理に大きな手間とコストが必要となる。これが、デジタル教科書の普及の阻害要因となっている。				
	<要望理由>				
	政府の成長戦略、文科省「教育の情報化ビジョン」等で 2010 年代中に、児童生徒一人に対し一台の端末機器				
				コンテンツの充実が図られなければ、端末配布の	
		:まず、アンダル教科書:	を法的に認め、図	図書同様の著作権の取り扱いを許すことが必要で	
	ある。 <亜胡が実現しも担ぐ	へが用く			
	<要望が実現した場合		コムストレナル	デジタル教材市場の成長が見込まれる。また、	
				- ナンダル教材市場の成長が見込まれる。また、 导ており、教材のデジタル化のノウハウや技術は	
	日本の教科書・教術に 海外へ展開できる可能		グへ回り・計画でき	サ この り、 狭何の ア ファル 16のア・アバア で 1年前 18	
		SIT10 00 0			
提案主体	(一社)日本経済団体				
	所管省庁:文部科学省	ì			
制度の現状	現時点においても、	副教材としてデジタル教	材を用いること	は可能ですが、学校教育法第34条における「教	
	科用図書」として使用	引することは、同条では	電子データによる	るものも教科用図書に該当するとは明記されてい	
	ないことなどから、認	見められていません。			
該当法令等	学校教育法第三十四条	第一項、附則第九条、	教科書の発行に 関	関する臨時措置法第二条、義務教育諸学校の教科	
	用図書の無償措置に関	する法律第二条第二項			
措置の分類	検討を予定				
措置の概要	文部科学省では現在	E、教育の情報化に関す	る総合的な実証の	研究である「学びのイノベーション事業」を実施	
				デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関	
1	マキナフ おいきょうちゅう	- リナルヘいて松計して-	+1,11++		

連する教科書制度の在り方について検討してまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:38

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月16日 所管省庁への検討要請日:12月6日 回答取りまとめ日:1月17日

提案事項	教育目的に利用するデジタル教材等の活用に向けた関連法制度の整備
具体的内容	【要望の具体的内容】
	教育の質向上に向けて、適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、児童・生徒がどこからでもアクセ
	スして、デジタル化された教材を活用できるよう、デジタル化された教材を教育機関内サーバに蓄積し、利活
	用することを国として認めるべきである。
	【規制の現状と要望理由等】
	<規制の現状>
	授業の過程において使用することを目的とする場合には、必要な範囲において、公表された著作物を複製す
	ることは認められている(著作権法 35 条 1 項)。また、同時授業が行われる遠隔地の副会場向けに、公表され
	た著作物を上演/演奏/上映/口述して利用する場合には、著作権者の許諾を得ずに公衆送信することが可能であ
	る (同 35 条 2 項)。
	
	- マニュー - 授業時間外に教育機関内のサーバに生徒がアクセスして学習するような教育環境の整備が進んでいない。ま
	た教員が授業用のコンテンツを作成しても、サーバへ蓄積すること躊躇してしまい、教員の IT 活用意欲の低下
	や、スキル向上を阻害する要因の一つとなっており、結果として教育現場におけるITの活用が進んでいない。
	く要望が実現した場合の効果>
	〜 安宝が失れてた場合の効果と 授業時間外でも生徒が教育機関内のサーバにアクセスすることが可能になることにより、教育機関と家庭に
	一般来時間がでも主張が教育機関内のサーバにアクセスすることが可能になることにより、教育機関と家庭に一おけるシームレスな学習環境が整備される。また教員による授業用のコンテンツの作成や活用が活性化し、教
	ありるシームレスな子音環境が登頭される。また教員による技業用のコンチングのF成や活用が活住にし、教
	貝の II 泊用忌似・ヘイル門エにフなかり、和木として生使の子首能力の門工にフなかる。
49 55 2- 44	
提 案 主 体	】 (一 社)日本経済団体連合会

	所管省庁:文部科学省
制度の現状	著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。 ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。 例えば、学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができます(著作権法第21条、第35条第1項)。
該当法令等	著作権法第21条、第35条第1項、第63条第1項・第2項
措置の分類	事実誤認
措置の概要	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。 なお、著作権法第35条第1項の規定により複製された著作物について、教育機関内のサーバーに蓄積することについては、平成18年の文化審議会著作権分科会報告書において、「教育機関のサーバに蓄積することにより得られる利益に比して目的外使用の危険性がきわめて高いことなど権利者の利益を不当に害することがないかという点での検証が必要ではないか」等の指摘があったことから、「教育行政及び学校教育関係者からの、教育機関におけるサーバ蓄積に係る利用についての具体的な実態を踏まえた運用の指針等を含む具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である」とされています。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:39

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月16日 所管省庁への検討要請日:12月6日 回答取りまとめ日:1月17日			
	受付日:10月16日	所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:1月17日

提案事項	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
具体的内容	【要望の具体的内容】
	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。
	【規制の現状と要望理由等】
	現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められ
	ていない。
	ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められて
	いる。
	企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積
	立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいという
	ニーズがある。
	現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値
	を減じることなく移管が可能となる。
	現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。
	信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取
	扱えないと利用者利便が著しく阻害される。
	本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

	所管省庁:金融庁
制度の現状	保険料受入れは金銭に限られており、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていません。
該当法令等	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他
措置の分類	検討を予定
措置の概要	特別勘定における現物資産による保険料の受入れ及び移受管について、保険会社の経営の健全性、契約者の保護等に留意しながら、検討を行います。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

				I = w = =		
受付日:10月16日		所管省庁への検討要請日:	12月6日	回答取りまとめ日:1月17日		
提案事項	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和					
具体的内容	【要望の具体的内容】					
	保険料の計算に際し	,て予定解約率を用い、か	つ保険契約の解	約返戻金を支払わないことを約した保険契約(以		
	下「当該保険契約」という。)の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法					
				ちの同意があった場合に、当該書面に記載すべき		
	事項を電磁的方法によ	:り提供することができる	よう要望する。			
	【規制の現状と要望理由等】					
	く規制の現状>					
			:がないことを保	R険契約者に説明するための方法としては、現状、		
	「書面の交付」のみに	限定されている。				
	<要望理由>					
				トットを活用した保険契約申込手段の提供を通じ		
		:大きく貢献しているもの				
				あることから、例えば、インターネットによる保		
				外が完結せず、郵送等による書面のやり取りが一		
			ット甲し込みの)利便性を阻害する要因となっている。		
	<要望が実現した場合		4 7 4 67 1 4			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		Dではないが、その方法を「書面の交付」に限定		
]して、相手方の同意があ	った場合には、	電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便		
	の向上を図りたい。					
提案主体	(一社)日本経済団体	連合会				

	所管省庁:金融庁
制度の現状	保険会社は、無解約返戻金保険契約について解約返戻金がない旨を書面の交付により説明を行うことを確保する措置を講じなければならないとされています。
該当法令等	保険業法施行規則第 11 条第 6 号、第 53 条第 1 項第 3 号
措置の分類	検討に着手
措置の概要	あらかじめ契約者の承諾を得ておくことを前提に、説明書面を電磁的方法により提供することを可能にすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得ます。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

番号:41

受付日·1○日17日	同 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「

提案事項 独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること 具体的内容 信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。要点は以下の通り。 (1)受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと (2)市場の競争を歪める行為が行われないこと (3)投資が制限されること (4)事務負荷が重いこと なお、平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされている。銀行法の出資規制は、改正金商法等の公布(平成25年6月19日)から1年以内に見直されることとなっており、独占禁止法の規定についても、銀行法並びで速やかに手当ていただきたい。

提案主体 (一社)信託協会

所管省庁:公正取引委員会

制度の現状 独占禁止法

独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5 (保険業を営む会社にあっては、100分の10) を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあっては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。

該 当 法 令 等 │ 独占禁止法第 11 条

措置の分類|検討に着手

措置の概要

独占禁止法第 11 条の規制趣旨に照らして、信託勘定を一律に適用除外とすることが適当であるか否かについて、銀行における信託勘定の運用実態を踏まえつつ、実態把握を行いました。

平成 25 年 1 月 11 日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされているところ、当該実態把握の結果を踏まえ、現在、当該閣議決定を受けた措置の検討を行っているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:42

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	17日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日
-	,
提案事項	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し①
具体的内容	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、指定登記所を各地方の主要都市に拡大する。特に被災地の法
	務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。
	【提案理由】
	現在は、東京法務局(中野)に取扱いが限定され、地方金融機関ではタイムリーな対応が困難である。オンラ
	インや郵送による申請も可能だが、実態は法務局に出向き担当者から不備の指摘を受けながら申請書を作成す
	ることが多い。司法書士の出張費や郵送費等により、不動産登記に比べお客様の負担が大きい。動産・債権譲
	渡登記が全国的に広まりつつあることを踏まえ、対抗要件具備の先後に関するルール、全指定法務局の登記情
	報を一元管理する体制を整備し、指定法務局を拡大すべきである。特に、東日本大震災で被災した企業に、動
	産・債権譲渡登記制度を利用した融資を行うことも想定され、タイムリーな対応のためにも、被災地の法務局
	については優先した対応をお願いする。 新笠宮宮内は1 「お火葱の経典を悪さることになるため、現場においては異数に「おいまくいによる中誌につい。
	所管官庁より、「相当額の経費を要することとなるため、現状においては困難」、「オンラインによる申請につい
	│ ては、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討」との回答があったが、地元の登記所に出向き相談し │ ながら手続きを進めたいとのニーズは根強いため、中長期的な課題として引き続き検討いただきたい。なお、
	ながら子続さを進めたいとの――<な低強いため、中長朔的な誅題として引き続き検討いたださだい。なめ、 オンライン申請については、不動産登記と同様に添付書類の別送を認めるなど、より使いやすい制度となるよ
	オンティン中間については、小動産量配と同様に添り音類の別とを認めるなど、より使いですい制度となるよ
提案主体	
JE 未 工 作	
	所管省庁:法務省
制度の現状	動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中
	野区に所在する東京法務局民事行政部動産登録課及び同債権登録課(以下「動産・債権登録課」という。)にお
	いて事務を取り扱っています。
	動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付(動産・債権譲渡登記令(平成10年政令第
	296号)第9条)のほか、オンラインによることが可能です(動産・債権譲渡登記規則(平成10年法務省
	令第39号)第24条第1項)。
該当法令等	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律,
	平成17年法務省告示第501号(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第5条
	第1項の規定による登記所の指定に関する件)
措置の分類	検討を予定
措置の概要	動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回線の増強、機器
	の増設、システムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所
	にまで窓口を拡大することは困難となっています。
	なお、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、申請人の利便性を考慮し、登記申請の際に、申
	請人が登記所窓口に出向くことなく手続を行うことができるよう、送付又はオンラインによる申請も可能とし
	ているところです。オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討して
	まいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:43

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	17日	所管省庁への検討要請日:12月24日	回答取りまとめ日:1月17日	
提案事項	動産譲渡登記制度・債	賃権譲渡登記制度の見直し②		
具体的内容	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、登記内容に変更や誤りがあった場合、順位(登記設定の日			
	時)を維持したままで	ぞの変更・更正登記や、登記申請段階で不	F備の指摘があった場合の即日補正(受け付けら	
	れた状態での補正)の)手続きを整備する。		
	【提案理由】			
	変更・更正登記につい	いては、現状は認められておらず再申請す	する必要があり、その間に他の登記や占有改定に	
	劣後してしまう恐れた	がある。商品名や保管場所の変更・追加、	債権者の法人名変更など、担保対象動産の範囲	
	に関わらない登記事項	頁(登記の同一性が維持される範囲に限る	る)については、変更・更正理由を登記上明記す	
	ることのルール化や昇	록議申立て制度を整備し、変更・更正登記	3を可能とすべきである。	
	即日補正についても理	見状は認められておらず、登記申請段階で	で不備が発見された場合、申請が却下され、改め	
	て書類を作成し、再印	申請する必要があり、その間に他の登記等	等に劣後してしまう可能性があるため、不動産登	
	記と同様に可能とすべ	ヾきである。		
提案主体	(一社)全国地方銀行		·	
	所管省庁:法務省			

	所管省庁: 法務省
制度の現状	動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記、更正登記及び登記申請後の補正は認められ
	ていません。
該当法令等	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
措置の分類	検討を予定
措置の概要	動産譲渡登記及び債権譲渡登記における変更登記及び更正登記については,一旦登記により対抗要件が生じ
	た事項について、変更登記又は更正登記を可能とすると、既に生じている対抗要件の先後関係や対抗要件の及
	ぶ動産又は債権の範囲等に影響を与えることになるため、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、
	変更登記及び更正登記は認められていません。また、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、他の対抗要
	件制度と競合するものであることから,直ちに登記することを原則としているため,登記申請後の補正につい
	ては認められていません。 しかしながら,現在,法制審議会に民法(債権関係)部会が設置され,民法(債
	権関係)の改正についての調査審議が重ねられており、債権譲渡の対抗要件制度の見直しの一つとして、登記
	制度の在り方についても検討課題に挙げられていることから,本要望に係る見直しの要否については,法制審
	議会民法(債権関係)部会における審議の内容及び費用対効果等を考慮しながら、今後検討することといたし
	ます。

受付日:10月31日		所管省庁への検討要請日:12月24日	回答取りまとめ日:1月17日
提案事項	監理技術士の確保		
具体的内容	〇建設業法における監	理技術者配置の条件である下請金額下	限の引き上げを要望する。
	〇1級電気工事施工管	『理技士の受験資格である実務経験年数	の縮小を要望する。
提案主体	民間企業		
	所管省庁:国土交通省	ì	
制度の現状	発注者から直接建設	と工事を請け負つた建設業者は、当該建	設工事を施工するために締結した下請契約の請負

	所管省庁:国土交通省
制度の現状	発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上になる場合においては、監理技術者を置かなければなりません。 1級電気工事施工管理技術検定の受検には、学歴区分に応じて必要な実務経験年数が定められています。
該当法令等	建設業法第26条、建設業法施行令第2条、建設業法施行令第27条の5
措置の分類	対応
措置の概要	監理技術者の設置は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するための重要な制度です。技術者の配置要件となっている請負代金等の額については、物価水準や建設業者の負担等を勘案しながら見直しを行ってきていますが、物価水準等に近年大きな変動がないことから、当面、当該金額の引き上げには慎重な判断が必要と考えられます。 1級電気工事施工管理技術検定の受検に必要な実務経験年数の短縮に関しては、平成25年11月22日付けで改正を行い、平成26年度の試験から、一定の要件を満たせば2年早く受検可能になるようにしました。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:45

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	31日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日					
提案事項	外国政府等との協定等	手の認可				
具体的内容	【現行】					
	電気通信事業者は、	外国政府又は外国人若しくは外国法人と	この間に、電気通信業務に関する協定又は契約を			
	締結し、変更し、又は	t廃止しようとするときは、総務大臣の 認	2可を受けている。			
	【規制緩和要望】					
	電気通信事業法第4	0条を廃止し、認可を不要とする。				
	【理由/メリット】					
	本事業法の趣旨は、	日本国内の通信事業者が、海外の通信事	事業者との間で協定を締結する際、差別的取扱い			
	を受け、日本国内の和	を受け、日本国内の利用者に対して不利益を与えることをなくすことを目的としていると理解しております。				
	しかしながら現在のE	しかしながら現在の日本の経済状況、各国事業者の自由競争の市場を鑑みると、政府の認可を必要としなくて				
	も、国内通信事業者が	「差別的取扱いを受ける環境にはなく、事業	事業法の当初の目的はすでに終了していると考え			
	ます。					
提案主体	民間企業					

灰 木 工 阡	民间正朱
	所管省庁:総務省
制度の現状	電気通信事業者が、外国法人等と国際ローミングに係る協定等を締結し、変更し、又は廃止しようとすると
	きは総務大臣の認可を受けなければならないとするものです。
該当法令等	・電気通信事業法(昭和 59 年法律 86 号)第 40 条
	・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 26 条、第 27 条
	・電気通信事業法報告規則(昭和 60 年郵政省令第 46 号)第 5 条
	・電気通信事業法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令 75 号)第 18 条、第 19 条
措置の分類	その他
措置の概要	総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営
	に資するため事前規制を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、電気通信事業法制定時より現在
	に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているところです。
	他方、当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たっての基本
	となる契約であり、外国法人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う場合や事業者間の精算料
	│ 金が高止まる場合などには、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。特に、国内の通信料金に
	比べて国際ローミング料金は高額であり、利用者保護を目的として国際ローミング料金の低廉化に向けた取組
	が推奨されている世界的な潮流を踏まえると、当該認可の維持は不可欠であると考えられます。
	また、対象となる協定等は我が国の主権が及ばない外国法人等と締結するものであり、締結後に実効ある改
	善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協
	定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に協定等の内容を確認することが必要です。
	さらに、協定の締結状況及び料金等の内容を正確に把握するため、今後も、精算料金が増加しない場合の変
	│ 更も含めた報告規則による年度報告が必要です。 │ なか、認可手続きについては可能な限し短期間で手続きが進められるようなめてかり、 ◆後も引き続き迅速
	│ なお、認可手続きについては可能な限り短期間で手続きが進められるよう努めており、今後も引き続き迅速 │な行政手続きの遂行に努めて参ります。
	は1 以丁杌CW塗1 Cガのし多りまり。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:1

農業ワーキング・グループ関係

受付日:10月17日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日 提案事項 中小企業信用保険制度の対象業種の追加(農業、林業、漁業) 具体的内容 中小企業信用保険制度の対象業種に、農業、林業、漁業を追加する。特に、農業等以外の業種の企業が事業の 多角化により農業等に進出した場合の農業等関連資金に係る融資を、中小企業信用保険制度の保証対象とする。 【提案理由】現状、農業、林業、漁業は中小企業信用保険制度の対象外であり、業種ごとに農業信用保証保険 制度等が別々に存在する。地方では、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要な産業であり、こ うした業種に対する円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加し、制 度の一本化を図るべきである。最近、農業以外の業種からの農業への参入が活発化しているが、事業用資金は 中小企業信用保険制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑 で分かりにくい。業種追加の実現がすぐには困難な場合、利用者の利便の確保のため、同一地域の信用保証協 会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う制度の適切な運用、両制度の使い分けに関する事例集の拡充な ど、引き続き連携強化を促進するとともに、農業信用保証保険制度の使い勝手の向上をお願いしたい。例えば、 当協会が実施したアンケートでは会員銀行から以下のような点が使いづらい点として指摘されており、こうし た点も参考に検討いただきたい。①農業信用基金協会の保証対象が国・自治体の制度融資や農協の融資に限定 され、銀行のプロパー融資には実態として利用できない地域がある。②信用保証協会と比較して無担保枠が小 さい。③銀行が基金協会を利用する場合、事前に「交付金」、事後(代弁発生時等)に「拠出金」を負担する必

提 案 主 体 一般社団法人全国地方銀行協会

必要。

所管省庁:農林水産省、経済産業省

制度の現状 金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。本制度では、「農業」「林業 (素材生産業及び素材生産サービス業を除く)」「漁業」「金融・保険業 (保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)」が保険の対象外業種となっています。また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農

また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農 業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等) 等に必要な資金について債務保証の対象となっています。

要があるが、それぞれ都道府県により制度内容が異なり、管理が煩雑。④運転資金の場合でも使途証明資料が

なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合も、農業信用保証保険制度の利用が可能です。

該 当 法 令 等 │ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、中小企業信用保険法施行令第 1 条

農業信用保証保険法第2条、中小漁業融資保証法第2条、独立行政法人農林漁業信用基金法第13条

措置の分類 | 現行制度下で対応可能

措置の概要

農林漁業融資は、自然条件による制約等があり、独自の審査等のノウハウを有する必要があることから、中小企業信用保険制度とは別の農業信用保証保険制度等が設けられており、農業信用基金協会等の活用強化を通じて、農業者はもとより他業種から農林漁業に参入する中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるようにすることが重要です。

現在、銀行や信用金庫などの間でも、新たに農業信用基金協会(以下「基金協会」)と契約を結んで保証を利用する動きが急速に広がっており(契約先数 70 (H20)→174 (H24)、保証残高 70 億円 (H20)→360 億円(H24))、必要な保証サービスの提供が着実に進んでいるものと認識しています。このような中、経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会(以下「保証協会」)と基金協会に対して、両協会間での連携強化を平成 24 年 7 月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制(ワンストップサービス)を整備するなど、円滑な保証引受けに向けてこれまで適切に対応しております。さらに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両省が協力の上、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成しており、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、使い勝手の向上に取り組んでおります。今後、両協会間での連携不足等の課題を把握した場合には、両省から両協会に対して、再度、徹底通知を発出するなど、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受けるないと、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるよう適切に対応して参ります。なお、日本経済再生本部が決定(H25.10.18)した「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」に盛り込まれたとおり、国家戦略特区において、商工業とともに行う農業について信用保証協会の保証を付与することを可能とすることとしており、今後、商工業とともに行う農業について民間金融機関からの資金調達の円滑化が、一層図られるものと考えております。

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日:10月	29日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日
提案事項	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大(中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を保証対象 に追加)
具体的内容	近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用補完制度として中小企業信用保険制度を利用することができず、資金調達に支障を来たしているケースが見受けられる。農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証保険制度があるが、利用を希望する中小企業者にとって、中小信用・農業信用それぞれの申請手続きが異なることから申請面での支障が生じる、6次産業化等にかかる農業関連資金等についてはいずれの制度を利用すればよいかわかりにくいなど、著しく利便性が低い制度となっている。また、事前に支払う交付金等の負担が大きいことから農業信用基金協会との利用契約の締結に至れない金融機関も多く、中小企業者にとっては、取引金融機関によっては同制度を利用することができない、といった不公正が生じている。平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、農林水産業を成長産業にしていくことが喫緊の重点課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保険制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫
	所管省庁:農林水産省、経済産業省
制度の現状	金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。本制度では、「農業」「林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)」「漁業」「金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)」が保険の対象外業種となっています。また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)等に必要な資金について債務保証の対象となっています。なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合も、農業信用保証保険制度の利用が可能です。
該当法令等	│中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、中小企業信用保険法施行令第 1 条 │農業信用保証保険法第 2 条、中小漁業融資保証法第 2 条、独立行政法人農林漁業信用基金法第 13 条
措置の分類	展末信用体証体機法第2末、中小温未融資体証法第2末、独立行政法入展体温末信用基立法第13末 現行制度下で対応可能
措置の概要	農林漁業融資は、自然条件による制約等があり、独自の審査等のノウハウを有する必要があることから、中小企業信用保険制度とは別の農業信用保証保険制度等が設けられており、農業信用基金協会等の活用強化を通じて、農業者はもとより他業種から農林漁業に参入する中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるようにすることが重要です。現在、銀行や信用金庫などの間でも、新たに農業信用基金協会(以下「基金協会」)と契約を結んで保証を利用する動きが急速に広がっており(契約先数 70(H20)→174(H24)、保証残高 70 億円 (H20)→360 億円(H24))、必要な保証サービスの提供が着実に進んでいるものと認識しています。このような中、経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会(以下「保証協会」)と基金協会に対して、両協会間での連携強化を平成 24 年 7 月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制(ワンストップサービス)を整備するなど、円滑な保証引受けに向けてこれまで適切に対応しております。さらに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両省が協力の上、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成しており、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、使い勝手の向上に取り組んでおります。今後、両協会間での連携不足等の課題を把握した場合には、両省から両協会に対して、再度、徹底通知を発出するなど、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるよう適切に対応して参ります。なお、日本経済再生本部が決定(H25.10.18)した「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」に盛り込まれたとおり、国家戦略特区において、商工業とともに行う農業について信用保証協会の保証を付与することを可能とすることとしており、今後、商工業とともに行う農業について民間金融機関からの資金調達の円滑化が、一層図られるものと考えております。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号: 1

受付日:9月3	0日 所管名	省庁への検討要請日:11月1日	回答取りまとめ日:11月29日
坦安古语	宇庭田日の日鮮まニの日末	1	
提案事項 具体的内容		質表示に関する検討会」報告書に	において、中長期的な見直しの在り方を示している D特性に応じた表示内容を表示可能にする」ことに
	合成樹脂加工品、電気機械系 することを要求している。	器具、雑貨工業品)に分類され <i>た</i> 消費者保護に関する日本政府の	を規制する。同法は、4 つのグループ(繊維製品、 約90品目について、同法の定める表示事項を表示 懸念と同じ懸念に対して十分以上に対処しており、
	したがって、欧州の基準を	すでに満たしている製品に日本 <i>0</i>	D規制・規則を適用することは、貿易障壁を生み出
		している消費者庁の最近の活動を と考慮すべきである。これは、E	を歓迎するが、世界中の市場に製品を供給するグロ 日本の消費者を害することなしに、海外市場で活動
提案主体	民間団体		
2C 21	P40.3P411		
	所管省庁:消費者庁、経済流	産業省	
制度の現状	成樹脂加工品、電気機械器 り、かつ、その品質を識別 正化を図り、一般消費者の	具及び雑貨工業品のうち、消費者 することが特に必要と認められる	役消費者の通常生活に使用されている繊維製品、合 者がその購入に際し品質を識別することが困難であるものを政令で指定し、その品質に関する表示の適 こいます。現在、政令により90品目が指定されて られています。
該当法令等	家庭用品品質表示法、家庭 電気機械器具品質表示規程、		品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、
措置の分類	その他		
措置の概要	限の事項とすべきであり、対象品目を政令で指定し、合、個別にみれば必ずしもない事項が表示され、又は したがって、現行の指定品	その事項は品目により異なるとま その品目ごとに特性に応じた表示 必要のない事項についても表示が 事業者の負担が増えることとなる	るものであり、家庭用品の品質に関する規制は、個

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:2

受付日:9月3	0日 所管省庁への検討要請日:11月1日 回答取りまとめ日:11月29日		
提案事項	化粧品及び医薬部外品	占の輸入手続きの簡素化	
具体的内容			∴、他の手続きと重複したり、不必要と思われる業者が負担している書類作業と時間を緩和すべ
	後に、同様の輸入申告	書類(製造販売用化粧品/医薬部外品輔	提品の製造販売承認書を提出後、あるいは届け出 前入届)を提出するよう求めている。厚生労働省 原新する都度、輸入変更届の提出を求めている。
提案主体	民間団体		

	所管省庁:財務省、厚生労働省
制度の現状	化粧品及び医薬部外品を業として輸入する場合、地方厚生局で確認を受けた輸入届書を税関で提示することにより通関が可能であり、別途税関で製品の製造販売承認書を提出することは求めていません。輸入届出事項として、「製造販売業の許可年月日」があり、これに変更があった場合には変更届出を提出することとされています。
該当法令等	医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について(平成 25 年 4 月 22 日薬食発 0422 第 2 号) 第 2 の 1 (1) イ 薬事法施行規則第 94 条
措置の分類	【税関での提示書類について】事実誤認 【輸入変更届出について】検討に着手
措置の概要	輸入届及び輸入変更届については、平成 26 年度中に電子化できるように予算要求中です。電子化が実現すれば、現在輸入変更届出の際に提出を求めている過去の輸入届書の写しは不要となる上、業許可更新に伴う変更届出を一括で行えるようになるため、大幅に輸入変更届出の手続きを簡素化できます。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号:3

受付日:10月	3日	所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:12月25日				
提案事項	ビザ免除・発給要件の)緩和					
具体的内容	東南アジア、インド、	ロシアの観光客に対する観光ビザ <i>0</i>)免除・発給要件の緩和(インド・ロシアについても				
	隣国韓国並みにビザ乳	終給要件を緩和すること)					
提案主体	(一社)九州経済連合	会					
	所管省庁:外務省、警	警察庁、法務省					
制度の現状	これまでにも中国人	、や ASEAN 諸国人に対する査証緩和丼	昔置を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次				
	査証及び東北三県数次	で査証については、それぞれ「沖縄扱	長興」、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定				
	された措置であります	された措置でありますが、これらの数次査証を取得し、1 回目の訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問					
	しさえすれば、3年の間の日本のいずれの地域も訪問できることになっております。						
	また、ASEAN 諸国ノ	また、ASEAN 諸国人に対しては、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民					
	に対し、本年 11 月 18 日より短期滞在数次査証を導入しております。労働者派遣法では専門的な知識等を必要						
	とする業務等を除き、	労働者派遣に係る派遣受入期間が制	川限されています。				
該当法令等	外務省設置法						
措置の分類	検討を予定						
措置の概要	今後の更なる査証線	受和については、各国との二国間関係	係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向け				
	た必要性や治安等への)影響もよく考慮して検討していきま	きす。				

受付日:10月3日		所管省庁への検討要請日:	12月6日	回答取りまとめ日:12月25日		
提案事項	ビザ発給の適用対象地	!域の拡大				
具体的内容	中国人個人観光の数グ	ビザ(査証)発給の適用	対象地の拡大			
	(海外からの旅行需要	として今後有望な市場で	である中国人観光	台客を取り込むため、2011年7月より沖縄、2012		
	年7月より岩手、宮城	年7月より岩手、宮城、福島3県を対象に数次ビザの発給が開始された。九州は中国に近接した地域であり、┃				
	早期に数次ビザ発給を	九州全域を加えること)				
提案主体	(一社)九州経済連合	i会				
	所管省庁:外務省、警	察庁、法務省				
制度の現状	これまでにも中国人	、や ASEAN 諸国人に対する	る査証緩和措置を	を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次		
				、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定		
				目の訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問		
	しさえすれば、3年の間の日本のいずれの地域も訪問できることになっております。					
	また、ASEAN 諸国人に対しては、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民					
				ります。労働者派遣法では専門的な知識等を必要		
-1		労働者派遣に係る派遣受	を人期間が制限さ	れています。		
該当法令等	外務省設置法					
措置の分類	検討を予定					
措置の概要				りぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向け		
	た必要性や治安等への)影響もよく考慮して検討	付していきます。			

提案事項に対する所管省庁の回答

番号: 5

受付日:10月	16日	所管省庁への検討要請日	: 12月6日	回答取りまとめ日:12月25日			
提案事項	訪日外国人観光客に対	する査証発給要件の緩和	口・見直し				
具体的内容	【要望の具体的内容】						
	観光立国の実現に向	引け、訪日外国人観光客へ	への査証発給要件	‡の緩和・見直しをさらに進める。今後訪日	旅行		
	の高い伸びが見込まれ	の高い伸びが見込まれ、また、2013 年に友好協力 40 周年を迎えた ASEAN 諸国については、2013 年夏のタイお					
	よびマレーシア向けの	Oビザ免除、ベトナムお。	よびフィリピン向	けの数次ビザ化、インドネシアの数次ビザ	に係		
	る滞在期間延長に加え	L、対象国の拡大を含め ⁻	てさらなる措置を	と検討すべきである。また、中国人個人観光	客向		
	けには、東北3県数次	マビザを東北6県に拡大、	次いで全国を対	†象とした数次ビザを導入すべきである。			
	【規制の現状と要望理	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	<規制の現状>	• •					
	ASEAN 諸国について	は、2013年6月に閣議	決定された「日本	は再興戦略」に基づき、タイおよびマレーション	ア向		
				がいにインドネシアの数次ビザに係る滞在期			
	延長が 2013 年 7 月よ	り実施された。また、中	国については、20	011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、	2012		
	年7月より東北三県を	F7月より東北三県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次ビザが発給されてい					
	る。						
	〈要望理由〉						
	観光分野でも国際意	第争が激化する中、訪日 を	国人旅行者数を	2030年に3,000万人超とするという「日本	再興		
				治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつも			
				-、中国人個人観光客については、数次ビザ	–		
				光客の誘致がしやすくなる。			
	23 210.12 = 210.0	(要望が実現した場合の効果>					
			国人個人観光客に	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	県に		
				■、さらには観光立国による経済成長の大き			
				地域との友好関係の基盤の強化につながる			
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	M1001-00 000110011	47.1.00 III I III	いることには、大学は大学の中国という。	U		
提案主体	(一社)日本経済団体	(
派未上件	、 14/ 日本性月日下	ræ u Æ					

	所管省庁:外務省、警察庁、法務省
制度の現状	これまでにも中国人や ASEAN 諸国人に対する査証緩和措置を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次
	査証及び東北三県数次査証については、それぞれ「沖縄振興」、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定
	された措置でありますが、これらの数次査証を取得し、1 回目の訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問
	しさえすれば、3年の間の日本のいずれの地域も訪問できることになっております。
	また、ASEAN 諸国人に対しては、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民
	に対し、本年 11 月 18 日より短期滞在数次査証を導入しております。労働者派遣法では専門的な知識等を必要
	とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向け
	た必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。
1	

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号:6

受付日:10月16日	所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:12月25日
------------	-------------------	-----------------

提 案 事 項 │ 寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し

具体的内容

【要望の具体的内容】

観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存ブースのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。

加えて、わが国を経由して外国に向かう旅行者にわが国での最大 14 日間の滞在を認めるトランジット・ビザについて、わが国の主要国際空港でも発給する、大使館等に行かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法を見直す。

【規制の現状と要望理由等】

<規制の現状>

寄港地上陸制度は、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入管法第 14 条に基づき 72 時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わない。現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されている。この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見される。

わが国を経由して外国に向かう旅行者向けには、わが国で最大 14 日間の滞在を認めるトランジット・ビザの制度もあるが、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限られている。

なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行客には30日以内の無査証入国を認めている。

<要望理由>

観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。

<要望が実現した場合の効果>

観光立国の実現に向け、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資する。

提 案 主 体 | (一社)日本経済団体連合会

所管省庁:法務省、外務省、警察庁

制度の現状

【法務省】

(寄港地上陸許可の運用について)

寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に載っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外に赴こうとするものに対して、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間 72 時間の範囲内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。

【外務省】

<トランジットビザの発給方法について>

通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しております。

該当法令等

出入国管理及び難民認定法第 14 条

外務省設置法

措置の分類

対応不可

措置の概要

【法務省】

(寄港地上陸許可の運用について)

寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請であることのみをもって不許可とする運用はしていません。

【外務省】

<トランジットビザの発給方法について>

現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:7

受付日:10月16日 所管省庁への検討要請日:12月6日 回答取りまとめ日:12月25日	
--	--

提案事項	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し
具体的内容	【要望の具体的内容】
	クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、入国審査体制の強化を図りつつ、大型クル
	一ズ船については、入国審査官が事前に海外から乗船し、上陸する外国人乗客に対し航行中の船内で入国審査
	手続を完了する海外臨船審査を実施すべきである。
	加えて、外国人乗客の利便性を向上し、入国審査官の負担を軽減するため、他国のクルーズ船への対応事例
	も参考に、対面式入国審査・写真撮影・指紋採取を省略する、パスポートに代えて運行会社が発行するクルー
	ズカードでの上陸を認める等の新たな制度を検討・導入すべきである。
	【規制の現状と要望理由等】
	<規制の現状>
	政府は 2012 年 6 月から乗客数 2,000 名超の大型クルーズ船に対しては、入国審査官が海外から乗船して航行
	中に船内でパスポートをチェックするとともに、外国人乗客に対して従来行っていた顔写真の撮影は省略する
	等の手続の簡素化を行っているが、入港後に指紋の採取と個人識別情報との照合を行う時間が取られるため、
	外国人乗客の国内への滞在時間が短くなっていた。
	<要望理由>
	ー、タェュロン 海外臨船審査の実施により、上陸を希望する外国人乗客に対する入国審査手続が航行中の船内で完了するこ
	とになれば、クルーズ客は国内での滞在時間を長くすることができる。また、他国が行っているような対面式
	入国審査・写真撮影・指紋採取等の省略、クルーズカードによる上陸が可能になれば、乗客と入国審査官の負
	大国番目 * 子具版影 * 指板体収号の音幅、ブル * ベガ * ドによる工座が引能になれば、米谷と大国番目もの負
	<要望が実現した場合の効果>
	外国人乗客の負担軽減・利便性の向上は外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人観光客数の伸び
	に繋がる。また外国人乗客のわが国での滞在時間の増加は、上陸中に観光や買い物に向ける時間の増加につな
	がり、国内消費の増大による経済の活性化に大きく貢献する。
· ·	
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁:法務省、外務省、警察庁
制度の現状	大型クルーズ船の乗客を対象として、寄港地上陸許可を活用した審査を実施するとともに、クルーズ船対応 のため入国審査官を増員する等、入国審査手続の迅速化・円滑化に取り組んでいます。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第 14 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	大型クルーズ船に対する入国審査の迅速化・円滑化については、「日本再興戦略」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、海外臨船審査の実施も含め、別途、新たな方策を検討しています。また、対面式入国審査・写真撮影・指紋採取の省略、パスポートに代えて運行会社が発行するクルーズカードでの上陸を認めることについては、テロ対策や水際対策等の観点から適当ではないと考えます。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号: 8

受付日:10月16日		所管省庁への検討要請り	日:12月6日	回答取りまとめ日:12月25日	
提案事項	輸出申告価格の事後記	T正に関する税関ごとの	D対応の統一化		
具体的内容	【要望の具体的内容】				
	輸出申告価格の事績	後訂正に関して、税関 で	ごとに対応が異な [、]	っているため、対応の統一化を図るべきである。	
	【規制の現状と要望理				
]様式 C-5200 で簡便に行うことができるように定	
				書」の提出を要求する、あるいは事後訂正自体を	
		いがなされる場合がある	- 0		
		Q扱いが浸透していな l	いために折衝等に	多大な時間を要しており、早急に対応の統一化を	
	図るべきである。				
				って申告した価格と決済価格に差がある場合、そ	
				めがあるが、そもそも申告時の価格が最終のもの	
	であるとの関柷法の3	E旨に鑑み、誤りでない	^場合の事後訂止る	を不要とするべきである。	
担由之从	/ +1\ n + w + n +	L > A A			
提案主体	(一社)日本経済団体	1) 建合会			
	工作业 电极小				
	所管省庁:財務省	ぬの無物と恋事」 しこ し	ナフ坦人の由詩に	上 明兴井井十字法で114~井づ七 「砂々 **	
制度の現状				よ、関税法基本通達 67-1-14 に基づき、「船名、数 を添付して税関に提出することにより行い、価格	
				を添りして祝宮に提出することにより行い、価格画格が変更となったことを確認できる書類の提示	
	変更の理由が価値の記 を求めているところで		スクの物口には、「	画情が変更となりたことを確認しるる音級の徒小	
		- • •	èが未確定であるt	場合には、関税法基本通達 67-1-4、67-1-14 に基	
				場合には、関仇法室不過度の「「・、の「「」」に至 に満又は 10%未満)であれば、その価格変更を省	
	略して差し支えないる		C > 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
該当法令等	関税法基本通達 67-1-	-4、67-1-14			
措置の分類	「対応の統一化」につ	ついては、現行制度下で	で対応可能		
	「事後訂正の省略」に	こついては、検討を予定	È		
措置の概要	輸出許可後の貨物の	D価格変更手続について	ては、関税法基本通	査達 67-1-14 において、税関様式 C-5200 及びその	
				しており、現行制度での対応が可能です。各税関	
	には、本提案を踏まえ	え、より適正に対応する	るよう周知徹底を行	行います。	
	また輸出通関手続の	の更なる利便性向上のが	こめ、輸出申告を	行う時点において貨物代金が未確定である場合の	
				こついて 2014 年上半期までに検討します。	

提案事項に対する所管省庁の回答

番号: 9

受付日:10月	16日 所管省庁への検討要請日:12月6日 回答取りまとめ日:12月25日
提案事項	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現
具体的内容	【要望の具体的内容】 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置において、永住許可に必要な在留歴の緩和(現行の5年から3年に短縮)について、必要な法制度上の措置を講じ早期に実現すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現在、就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年以上わが国に在留していることが必要とされているが、高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度の下では、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には永住許可の対象とされている。2013年5月にとりまとめられた「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果(報告)」では、「『在留歴に係る永住許可要件の緩和』については、わが国として高度外国人材を受け入れ、その定着を図るという意思を強く表明する見直しを行うべきである」との見解が示されている。また、「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)においても、高度外国人材ポイント制度の見直しの一環として、「永住が許可されるための在留歴の短縮(現行の5年を3年とする等)といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する」との方針が打ち出されており、その実施に向けた準備が進められつつあるが、永住許可の見直しについては、就労制限のない新たな在留資格の創設が前提(入管法改正が必要)とされている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁:法務省、厚生労働省、経済産業省
制度の現状	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置のうち、永住許可に必要な在留歴については、 高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合、永住許可の対象とすることとしています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第 20 条、第 22 条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	高度人材の永住が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、次期通常国会に出入国管理及 び難民認定法の改正法案の提出を予定しています。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	160	所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:12月25日	
文的口:10月	100	別官省月への快討安請ロ:12月0日	四合取りまとの日:「2月25日	
	T = 4 4 = 11			
提案事項	「総合職」に適した在留資格の創設			
具体的内容	【要望の具体的内容】			
	「企業における専門	門的・技術的分野の外国人社員の活動を	幅広く認めるための在留資格上の措置」として、	
		した在留資格を創設すべきである。	IN THE STATE OF TH	
	【規制の現状と要望す			
	2,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· · •	しばれされ、 - の担人 カノは「切光・しこ「し	
			ればならない。この場合、多くは、「留学」から「人	
	文知識・国際業務」もしくは「技術」への変更申請を行っており、原則としてそれらの在留資格の上陸許可基			
	準に適合していること	となどが求められている。 2010年3月	に策定された「第4次出入国管理基本計画(以下、	
	基本計画)」では、(ス	大学等で身に付けた専門知識や日本語能	力をいかして)わが国での就職を希望する留学生	
	についても、「わが国	の経済活動を担う人材としての意義も有	するものであり、その在留資格の変更手続きの一	
			入れを推進していく」との方針が示されている。	
			野と企業の活動内容の関連性につき柔軟に取り扱	
			必ずしも明確に行えないケースもあるため、企業	
			異動に躊躇してしまう場合が存在するのが実態で	
		. —	化する中、企業における専門的・技術的分野の外	
	国人社員の活動を幅♬	太く認めるため、外国人社員の就労実態	を十分に把握した上で、在留資格『人文知識・国	
	際業務』、『技術』等の	の見直し等在留資格上の措置を検討する。	」とされており、この在留資格上の措置として、	
	所謂「総合職」に適し	した在留資格を創設することにより、わ	が国企業は、留学生であるか否か、さらには国籍	
		業人材を育成・確保することが可能とな		
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
提案主体	(一社)日本経済団体	★油△△		
1定 未 土 冲	(11/ 口个在)月凹	平廷口云		

	所管省庁:法務省、厚生労働省、経済産業省
制度の現状	現行法上,いわゆる「総合職」といった在留資格は存在しません。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項,第7条第1項第2号,第19条第1項及び第2項,第
	20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
措置の分類	検討を予定
措置の概要	企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の 就労実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を 行うこととしています。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:11

受付日:10月16日	所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項 カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化 具体的内容 【要望の具体的内容】 在留資格認定証明書交付申請手続きにおいて、いわゆるカテゴリー1に該当する機関に雇用され活動に従する外国人の家族について、当該外国人の在留資格認定に係る申請と異なる時期に在留資格「家族滞在」の定をカテゴリー1に該当する機関がその旨を明らかにして申請する場合について、同時申請時と同様に、申受理日から2週間以内に処理すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 本邦の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする申請案件のうち、過去3年間にわたり不
在留資格認定証明書交付申請手続きにおいて、いわゆるカテゴリー1に該当する機関に雇用され活動に従する外国人の家族について、当該外国人の在留資格認定に係る申請と異なる時期に在留資格「家族滞在」の定をカテゴリー1に該当する機関がその旨を明らかにして申請する場合について、同時申請時と同様に、申受理日から2週間以内に処理すべきである。 【規制の現状と要望理由等】
【規制の現状と要望理由等】
付・不許可となったことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関いわゆるカテゴリー1に該当する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡に交付できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとされている。この趣旨を踏まえカテゴリー1に該当する申請案件であれば、当該外国人の申請と同時に、その家族について在留資格「家族
在」の認定を申請する場合は、通例約2週間で処理されている。 他方で、子が通う学校のカリキュラム等を考慮し(子が通う学校等の事情により)、やむなく後日家族を呼寄せることになり、申請時期が異なる事例も少なくない。しかし、この場合は申請内容が同時申請のものとく同一であっても、平均2カ月程度の処理期間を要しており、来日の具体的な日程調整に支障をきたしている同居家族が円滑に来日できるようになれば、有能な外国人材のわが国での能力発揮に資するものと考えられる
提 案 主 体 (一社)日本経済団体連合会

	所管省庁: 法務省
制度の現状	在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間については、1か月~3か月としています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条の2, 別表第一、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2, 別表第三,
	別記第六号の三様式行政手続法第3条第1項第10号,第6条
措置の分類	対応不可
措置の概要	「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労活動の在留資格については、平成21年
	に申請書の様式を改正し、カテゴリー1又は2に該当する企業において就労する外国人からの申請については、
	│ 特に当該外国人が所属する機関が作成し提出する資料を大幅に簡素化する等の措置を講じて,迅速処理を行っ │
	ているところです。
	これに対し、「家族滞在」の在留資格については、扶養者との関係及び扶養能力が審査の中心であるため、家 ***********************************
	族単独で申請がなされた場合について,上記の就労活動に係る在留資格と同様の措置を講じることは困難です 対、カニデリ、1.2 は 0.に誌火ナスの業において試労ナス共業者と同時に中議がなされた場合には、実体党体
	が、カテゴリ−1又は2に該当する企業において就労する扶養者と同時に申請がなされた場合には、家族単位 │ │で審査を行い迅速処理を行っています。
	じ毎旦で刊い迅速処理で11つにいまり。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:12

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日:10月16日		所管省庁への検討要請日:12月6日	回答取りまとめ日:1月17日		
提案事項	短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し				
具体的内容	【要望の具体的内容】	【要望の具体的内容】			
	外国人の年金脱退-	-時金の上限を伸長し、高度外国人材のオ	つが国への定着をはじめ、外国人の在留の長期化		
	に資する制度設計に見	且直すべきである。			
	【規制の現状と要望理	[由等 】			
	現行の年金脱退一時	f金制度では、外国人が帰国する場合に返	還される一時金の額が被保険者期間が 36 カ月以		
			ることから、日本に永住する意思のない高度な外		
			対対を敬遠する要因のひとつになっている。		
			こ在留する外国人全体の滞在期間の実態等を考慮		
	0 1,0	して定められているとされている。しかし、2012年7月より一度に付与される在留期間が最長5年に延長され			
	るとともに、政府は高度外国人材の受け入れを推進しており、「日本再興戦略」(2013 年6月 14 日閣議決定)				
	でも、高度外国人材の日本での活躍を促進するための総合的な環境整備推進の一環として、高度外国人材ポイースとは1950年度には1950年度には1950年度に195				
	ント制度の見直し(永住が許可されるための在留歴の短縮等)に着手している。 保険料の掛け捨て問題は、本来的には社会保障協定の締結による問題解決が求められているが、相手国の事				
		情や交渉期間等を考慮すると、短期間での状況改善が困難な場合もある。したがって、保険料掛け捨て問題の			
		解決が図られるまでの特例措置である本制度についても、わが国への高度外国人材の定着促進に向けた見直し			
	解灰が図られるまで0 を図るべきである。	7付例拍画でめる本前及に ブいても、イクカ	「国への同及が国人的の足相促進に同じた兄直し		
	で図るべきである。				
提案主体	(一社)日本経済団体	k連合会			
12 X = 11	(12) 11/142/1111	~12			
	所管省庁:厚生労働省	Î			
制度の現状	我が国の年金制度に	は、国籍に関わらず等しく適用することを	原則としています。		
	現在、老齢年金を受	を給するためには、原則として、25年間	間の保険料納付済期間又は保険料免除期間が必要		
	です。				
	社会保障協定は、F	日本での滞在期間が短い外国人の年金保険	食料の支払が老齢年金に結びつきにくいことに対		
	応するものです。これ	ıまで、17カ国との間で社会保障協定を	·締結・署名済みです。		

該当法令等 厚生年金保険法附則第29条、国民年金法第9条の3の2

3年分を上限として、年金保険料の本人負担相当額を支給するものです。

措置の分類

措置の概要

日本での滞在期間が短い外国人については、社会保障協定の締結により、両国の法令の重複適用の回避及び 両国の保険期間の通算を行うことで対応すべきものと考えています。これまで、17カ国との間で社会保障協 定を締結・署名済みです。今後とも、社会保障協定の締結に努めます。

社会保障協定が締結されるまでの特例的・暫定的な措置として、脱退一時金制度が設けられています。脱退 一時金は、被保険者期間が6月以上である外国人であって老齢年金の受給資格期間を満たさないものに対し、

また、老齢年金の受給資格期間は、平成27年10月から、25年から10年に短縮される予定です。

さらに、永住許可を受けた外国人等については、老齢年金の支給に当たって、国外在住期間を受給資格期間 に算入することとしています。

このことから、外国人の年金保険料の支払が老齢給付に結びつかないということは、更に生じにくくなるも のと考えています。

脱退一時金の支給額の上限については、日本人に対して制度からの中途脱退を理由とした給付はなされない こととの均衡や、我が国に在留する外国人全体の滞在期間の実態(※)を考慮して定められていることから、 見直しは考えておりません。

※ 脱退一時金の支給対象となる出国者のうち滞在期間3年以内の者の割合は約80%(平成24年版法務省 出入国管理統計年報)

提案事項に対する所管省庁の回答

所管省庁への検討要請日:12月6日 回答取りまとめ日:1月17日

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

提案主体 (一社)日本経済団体連合会

受付日:10月16日

	<u> </u>
提案事項	外国人医師に係る規制の緩和
具体的内容	【要望の具体的内容】
	外国人医師の診療対象範囲について、「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに準ずる者に限る
	こと」とされているが、これを「外国人医師等の診療対象は、在留外国人にかぎることと」とすべきである。
	併せて、医師免許二国間協定制度についても、診療対象範囲を在留外国人全体に広げるとともに、許可人数
	の増員や対象国の拡大を図るべきである。
	【規制の現状と要望理由等】
	<規制の現状>
	現在、日本の医師免許を持っていない外国人医師は、日本で診察することができない。また、都道府県の要
	請によって、特例的な医師国家試験等を日本語または英語により実施することができるとされているが、その
	要件として「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに準ずる者に限ること」とされている。また、
	医師免許二国間協定制度においても、診療対象が同じように同国籍の国民に限定されている。さらに、同制度
	は、協定を結んでいる国が少なく(イギリス、フランス、シンガポール、アメリカ)、それぞれの国の許可人数
	しま常に少ない。
	<要望理由>
	優れた外国企業や外国人を日本に呼び込むためには、在留外国人の医療アクセスを改善する必要があるが、
	現行制度下では外国人医師の診療対象の国籍要件が厳しく、柔軟な医療提供が困難である。
	<要望が実現した場合の効果> -
	外国の駐在員やその家族が安心して受けられる医療サービスを拡充することで、外国人が安心して快適に働
	き、生活できる環境が整備されるほか、医療ツーリズムの一層の推進にもつながる。

	所管省庁:厚生労働省
制度の現状	医師法第 17 条では、医師でなければ医業を行うことはできないとされており、医師の免許を取得するには、医師国家試験に合格することが必要とされています。医師資格制度に係る二国間協定は、特例的に英語による医師国家試験を実施する仕組みです。この協定は日本と協定を締結した国の国民が日本においても母国の医師による医療を受けることができるようにすることを目的としたものであり、このため、患者の対象範囲は、協定を締結した国の国民等に限定しています。
該当法令等	_
措置の分類	検討を着手
措置の概要	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成25年10月18日日本経済再生本部決定)において、医師資格制度に係る二国間協定の対象国を拡大するとともに、国家戦略特別区域内に限定して、人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行うこととしています。 なお、具体的な時期については今後国家戦略特区の指定がなされた後、具体的なニーズを踏まえて行われることになります。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:14

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日:10月22日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日

提案事項	新 KS/RA 制度の運用見直し
具体的内容	【要望内容】
	日本の AEO 制度と米国の C-TPAT が相互承認されていることを踏まえ、新 Known Shipper/Regulated Agent │
	(KS/RA) 制度の要件については
	AEO (C-TPAT)の要件水準へと調和して頂きたい。また、現行の米国向けだけでなく全仕向地への適用時 (2014
	年 4 月~) に、空港における貨物のセキュリティー検査が急増し、航空貨物が滞留する可能性が危惧されるこ
	とから、空港におけるセキュリティー検査の設備・体制を強化するなど、適切な対応を取って頂きたい。
	【提案理由】
	荷主企業は、新 KS/RA 制度への対応として、国土交通省航空局より特定航空貨物運送事業者(RA)としての認
	可を受けた航空フォワーダーから、特定荷主(KS) としての認定を受ける為の作業を本年5月末までに完了させ
	た。しかしながら、米国運輸保安庁(TSA)によるヴァリデーション(妥当性確認)を受けて、航空局は、急遽、
	KS 確定後に荷主要件に追加・変更を加えた。これにより、非常に限られた時間内で、新たな設備投資や人的リ
	│ソースの確保が不可避となり、KSの負担が増加したと共に、物流現場のオペレーションにも混乱が生じている。│
	│また、TSAによるヴァリデーションは今後も行われることから、新 KS/RA 制度の要件に更なる変更が加えられ │
	る可能性も危惧される。一方、米国では、同国への輸入貨物並びに輸入経路のセキュリティーを高めるため、
	テロ防止のための税関産業界提携プログラム(C-TPAT)が確立されている。また、日本においても、財務省は、
	┃ 国際物流におけるセキュリティー確保と貿易円滑化の両立の観点から、貨物のセキュリティー管理と法令遵守 ┃
	│の体制が整備された企業を AEO 事業者として認可している。C-TPAT は、グローバル企業の効率的な物流の構築 │
	│を図る観点から日本の AEO 制度と相互承認が行われており、日本の AEO 認定事業者には税関検査の軽減や当局 │
	│によるヴァリデーションの簡素化といったベネフィットが与えられている。ついては、新 KS/RA 制度の要件に │
	│ついて AEO (C-TPAT)の要件水準へと調和されることが望ましく、これにより、新たな設備投資及び人的リソー │
	スの確保の回避など、荷主の負担軽減に繋がり、ひいては国際競争力の強化に寄与するものと考える。・なお、
	今後、航空輸送と同様に、貨物量が非常に多い海上輸送についても「米国海上コンテナ 100%検査法」によって
	全量スクリーニングの対象となることが決まっていることから、AEO と C-TPAT 認定者への海上貨物セキュリテ
	ィー検査が免除される様、相手国当局との交渉を進めて頂きたい。
提案主体	一般社団法人日本自動車工業会

所管省庁:財務省、国土交通省

制度の現状	我が国では、	相次〈

我が国では、相次ぐ国際的なテロ事案の発生等を踏まえ、ICAO国際標準に適合した、国家民間航空保安プログラムを策定し、航空保安対策を実施しております。その中で、航空貨物の保安体制については、航空貨物のセキュリティレベルの維持と、物流の円滑化・効率化の両立を図る観点から、平成17年に、同プログラムにおいて「Known Shipper/Regulated Agent (KS/RA)制度」を設け、同制度により、航空機搭載前までに、特定荷主、RA事業者又は航空会社において全ての航空貨物の安全性を確認することとしております。他方、米国では、米国同時多発テロ事件(9.11)を機に、米国9.11委員会勧告実施法を制定(平成19年8月)し、米国向け旅客便搭載貨物について、貨物を発送する空港で、ピース毎に100%爆発物検査を実施することが義務づけられました。このため、航空局として、9.11委員会勧告実施法の施行による物流の混乱を回避すべ

し、米国向け旅客便搭載貨物について、貨物を発送する空港で、ビース毎に 100%爆発物検査を実施することが義務づけられました。このため、航空局として、9.11 委員会勧告実施法の施行による物流の混乱を回避すべく米国と交渉し、その結果を踏まえ、KS/RA 制度を強化することとしました。基準の強化された新 KS/RA 制度は、平成24年12月1日に米国の認証を得て、運用を開始したところです。

該 当 法 令 等 | 国家民間航空保安プログラム

措置の分類 対応不可

措置の概要

新 KS/RA 制度は、我が国の出発空港において、航空貨物に対する 100%爆発物検査に代わるものとして米国 から認証されたものです。よって、米国の国内法に基づく制度であることから、我が国が独自に制度を改正で きるものではありません。

なお、AEO 制度との関係においては、KS の確定要件のうち AEO 制度と重複する項目は控除する等、米国及び財務省関税局と調整したものとなっております。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:15

受付日:10月	26日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日
提案事項	シャツやズボン、古着等の家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の緩和について
具体的内容	現状、シャツやズボン、古着等の衣服には家庭用品品質表示法に基づく繊維の名称を示す用語や洗濯の絵表示、
	表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記したタグを縫い付けて販売しないといけない。
	┃しかし、古着屋では海外から買い付けたものが多いためか、一切タグが付いていなかったり、付いていても海
	外のルールで作成された繊維の名称が英語のままや洗濯の絵表示日本工業規格に適応していないものばかりが
	売られている現状である。(おそらく、古着の業者はいちいち単価の安い古着に縫い付けるような手間がかかる
	ことをしていないためと思われる)
	TPP でこれからも海外製品が輸入されることを考えると、日本独自のルールを撤回または緩和して、世界で多
	く出回っているルールにしていただきたい。
提案主体	個人
	所管省庁:消費者庁、経済産業省
制度の現状	家庭用品品質表示法は、日本国内で販売される家庭用品に対して適用される法律であり、輸入品も対象とし
	ています。シャツ及びズボンについては、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程において、次の
	事項を表示することが求められています。
	①繊維の組成
	②家庭洗濯等取扱い方法(洗濯絵表示)
	③表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号
	なお、中古衣料(リサイクル品)の場合、消費者に対して中古衣料である旨を明示し、繊維の組成等の判別
	が困難である旨を説明した上で販売するものについては、家庭用品品質表示法の対象としていません。
該当法令等	家庭用品品質表示法、家庭用品品質表示法施行令、繊維製品品質表示規程
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	消費者利益の確保のためには、輸入品についても、消費者が理解可能な方法で必要最低限の品質表示を義務
	付けることが重要であると認識しております。また、繊維製品については、日本工業規格 (JIS) L0217 (繊維
	製品の取扱いに関する表示記号及び表示方法)で規定された洗濯絵表示を表示することを家庭用品品質表示法
	で義務付けているところ、現在、国際規格である ISO 3758 (繊維 - 記号による取扱い表示コード) との整合性
	の確保に向けて新しい JIS の制定が検討されています。洗濯絵表示に関する新しい JIS が制定された際には、
	家庭用品品質表示法においても当該新JISに基づく洗濯絵表示を表示するよう、所要の見直しを行う予定です。
	なお、中古衣料(リサイクル品)の場合、消費者に対して中古衣料である旨を明示し、繊維の組成等の判別が
	困難である旨を説明した上で販売するものについては、購入に際し品質の識別が著しく困難なものではないた
	め家庭用品品質表示法の対象とはなりません。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:16

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日:10月26日		所管省庁への検討要請日:12月24日	回答取りまとめ日:1月17日
提案事項	サングラスの家庭用品	品質表示法に基づく表示規程の緩和につ	いて
具体的内容	サングラスを販売する 率、紫外線透過率等)		かな表示規程(レンズ、わくの材質、可視光線透過
	はレンズ・わくの材質 はレンズ・わくの材質 たくれている でれている を を を を を を を を を を を を を を き を き を き	質ぐらいは書いているものがあるが、可能ないものを多く見かける。 透過率、紫外線透過率を計測する方法があるのに高価な専門機器や専門の担当者が、消費者にとっては好ましくないため、 と線透過率、紫外線透過率のような数字を うなルールにしてほしい。 p/hinpyo/guide/zakka/zakka_24.htmlに ョン用グラス」という定義のみにすればのいて、海外サングラスなどでは海外ブラ	けたことがなく、また日本で販売されているもの 見光線透過率、紫外線透過率がなかったり、まっ 下明なことが原因と思われる。可視光線透過率、 が必要とするなら、それらが販売価格に転嫁され 表示事項の記載の削除、緩和をしてほしい。 見てもよく分からないので、使用目的別の目安 記載してるような、単に「サングラス」「偏光サ 分かりやすいと思う。上記のような区分に分ける ランドのメーカーの公表値等を参考にできるよう ばが再度計測する必要はないと考える。また、現 をが生じると思われるため。

所管省庁:消費者庁、経済産業省

制度の現状

提 案 主 体 個人

サングラスについては、家庭用品品質表示法に基づく雑貨工業品品質表示規程において、次の事項を表示することが求められています。

- ①品名
- ②レンズの材質
- ③わくの材質
- 4可視光線透過率
- ⑤紫外線透過率
- ⑥使用上の注意
- ⑦表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号

上記①品名の表示方法は、その機能に応じて「サングラス」「偏光サングラス」又は「ファッション用グラス」と表示することとなっています。また、④可視光線透過率及び⑤紫外線透過率の表示方法は、それぞれ JIS T8141 (遮光保護具) に定められた試験方法により測定した数値を表示することとなっています。

該当法令等

家庭用品品質表示法、家庭用品品質表示法施行令、雑貨工業品品質表示規程

措置の分類

検討を予定

措置の概要

サングラスは、光から目を保護するためにレンズを透過する光量を低減する性質を有するところ、低減する光量によって視界の明暗が異なることから、レンズを透過する光量を表すものとして可視光線透過率を表示事項としています。また、紫外線透過率は、紫外線による人体への影響を考慮して、安全性確保の観点から表示事項としています。

いずれの表示事項も消費者の商品選択や合理的使用に資するものと認識しておりますが、サングラス、偏光 サングラス又はファッション用グラスといったそれぞれの製品特性に応じ、一律に義務付けるべき最低限必要 な表示事項であるのか、また、その表示方法が消費者にとって理解できる内容となっているのかという点につ いて、今後の見直しの対象とし、頂いた御意見も踏まえて検討します。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:17

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日:10月29日		所管省庁への検討要請日	12月24日	回答取りまとめ日:1月17日
提案事項	寄港地上陸許可手続 <i>0</i>	運用改善		
具体的内容	寄港地上陸許可手続き	の運用完全		
	(a)要望内容と提案理	由		
				て、自動化ゲートの活用・混雑時の既存ブースの
				自して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	許可が迅速に下り、速や		
	0.121 423552.5.1115		-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	恩める等、運用の柔軟化を図る。
	-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			つが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入
				リ、法律上は査証の有無を問わない。
	現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されて			
	いる。 この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最			
	も早い使じないことな (b)要望理由	どを理由に不許可になる	事物が敗兄 ごれ	に、同題となっている。
	··· /	わが国の主亜国際空港等	草を経由 で海♭	トに向かうことを予定している外国人旅行者に対
		ッピングの機会を増やす		ドロドル・プロとを下足しているが国人派目音に対
				て日本のサービスレベルの高さをアピールし、お
	もてなしの心を表す。			
	(c) 要望が実現した場	合の効果		
	観光立国の実現に向け	、外国人旅行者の数、国	国内消費額の拡大	に資する。
	·			
提案主体	成田国際空港 航空会	:社運営協議会(AOC)		
	所管省庁:法務省			
制度の現状	寄港地上陸許可は,	船舶又は航空機に乗って	こいる外国人乗る	字で,本邦を経由して本邦外に赴こうとするもの
	に対して、買い物や休	養等のため、乗ってきた	船舶等の寄港し	た出入国港から出国するまでの間 72 時間の範囲

内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。

出入国管理及び難民認定法第 14 条

該当法令等 措置の分類

措置の概要

寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するおそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請であることのみをもって不許可とする運用はしていません。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:18

│ 受付日:10月31日 │ 所管省庁への検討要請日:12月24日 │ 回答取りまとめ日:1月17日
--

提案事項	寄港地上陸許可の緩和
具体的内容	わが国を経由して外国に向かう外国人旅行者が、トランジットの際に日本観光を手軽に楽しめる環境を整備す
	るため、寄港地上陸許可について、申請が 2 回目以上であることや最先便以外の便であることを理由として不
	許可にするとの運用を廃止すること。
	【現状・課題】
	寄港地上陸許可については、査証がない場合であっても 72 時間以内で上陸を許可する制度であるが、申請が 2
	回目以上であることや最先便以外の便であることを理由に不許可にされているケースが多い。
提案主体	成田市
	所管省庁:法務省
制度の現状	寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に乗っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外に赴こうとするもの
	に対して,買い物や休養等のため,乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間 72 時間の範囲
	内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第 14 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に
	基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不
	法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する
	必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法
	令に違反するおそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請である
	ことのみをもって不許可とする運用はしていません。
	CCOOPE O D C I III O C D O C O C C C C C C C C C C C C C C
1	

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:19

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	29日	所管省庁への検討要請日:12月24日	回答取りまとめ日:1月17日
提案事項	トランジット・ビザ針	給方法の見直し	
具体的内容	(a) 具体的内容と提案	理由	
	わが国を経由して外国	間に向かう旅行者に、わが国での最大 14	日間の滞在を認めるトランジット・ビザを、わが
	国の主要国際空港でも	発給する。具体的には、大使館等に行力	かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法
	を見直す。現在は、予	め在外公館の窓口で申請・取得する必要	要があり、取得機会が限られている。
	なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージ		
	ーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行客には30日以内の無査証		
	入国を認めている。		
	(b) 要望が実現した場合の効果		
	観光立国の観点から、	わが国の主要国際空港等を経由して海外	外に向かうことを予定している外国人旅行者に対
	しても国内観光・ショッピングの機会を増やすことができる。		
	トランジットビザの湿	用により、日本のサービスレベルの高さ	きをアピールし、おもてなしの心を表す。
	これらは観光立国実現	見の一助となり、外国人旅行者の数、国P	内消費額の拡大に資するものと思料する。
提案主体	成田国際空港 航空会	t社運営協議会(AOC)	

	所管省庁:警察庁、法務省、外務省
制度の現状	通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しており
	ます。
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	対応不可
措置の概要	現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。

受付日:10月31日	所管省庁への検討要請日:12月24日	回答取りまとめ日:1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	ビザ発給の緩和
具体的内容	わが国を経由して外国に向かう外国人旅行者が、トランジットの際に日本観光を手軽に楽しめる環境を整備するため、トランジットビザについても、乗り換えを行う国際空港において発給できることや、ネットによる申請も受け付いるなど発給方法の緩和を行うこと。
	【現状・課題】 トランジットビザは、日本を経由して外国へ向かう旅行者が最大 14 日間上陸することを許可する査証である が、自国を出国する前に大使館等で取得しておく必要がある。
	【効果】 トランジットの際に空港内に留まっている旅行者が入国することにより、訪日外国人旅行者の増加を図るとと もに消費の拡大を図ることができる。
提案主体	成田市

	所管省庁:警察庁、法務省、外務省
制度の現状	通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しております。
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	対応不可
措置の概要	現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号:21

受付日:10月	月31日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日	
提案事項	AEO 認定事業者に対する、船積後の輸出申告データの訂正の容認	
具体的内容	・具体的内容	
	コンプライアンスに優れていることで認定されている AEO 認定事業者に対しては、船積後の一定期間内であれ	
	ば、税関に一報入れた上で、NACCS上での輸出申告データの訂正を容認する。	
	・提案理由	
	AEO 認定事業者の輸入申告 (特例輸入申告)では、貨物引取後に、インボイスと輸入貨物に差異が生じた場合の	
	対応として、正しい値で申告が可能な特例申告があり、修正申告等が不必要な制度が認められている。	
	しかし、輸出申告(特定輸出申告)においては、船積後に輸出申告内容に差異が生じた場合、輸入時のように、	
	修正申告等が不必要な制度は認められておらず、「訂正手続き」という形で、税関に紙で書類を提出する必要が	
	ある。なお、韓国や米国等では、輸出申告内容に差異が生じた場合、船積後一定期間内は、申請時に入力した	
	データの訂正が可能なしくみがある。(米国においては、15 ケ月以内の訂正が可能)	
	このような状況を踏まえ、貿易の円滑化のために、コンプライアンスと貨物セキュリティ管理に優れた事業者	
	である AEO 認定事業者の輸出申告については、船積後の一定期間内であれば、税関に一報を入れた上で、NA	
	CCS上での輸出申告データの訂正を認めて頂きたい。	
提案主体	民間企業	

	所管省庁:財務省
制度の現状	貨物の輸出者は、関税法第67条及び第67条の3に基づく輸出申告について、輸出許可後に当該申告内容(船
	名、数量、価格等)を変更しようとする場合には、税関に対して当該申告内容の変更を申請することが可能と
	なっています。
	具体的には、「船名、数量等変更申請書」(税関様式 C 第 5200 号) に当該申請に係る輸出許可書を添付して税
	関に提出することで、当該申告内容を変更することができます。
	また、NACCS を使用して、輸出申告内容の変更を行うことも可能となっていますが、この場合には一定期間
	(船積情報登録又は 出港予定年月日) までに行う必要があります。
該当法令等	関税法基本通達第 67-1-11~14、同第 67 の 3-1-9~12
	輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 22 年財関第 142 号)
措置の分類	検討に着手
措置の概要	2014年上半期中を目処に実現できるよう、具体的な対応策を検討します。

番号:22

受付日:10月31日		所管省庁への検討要請日:12月24日	回答取りまとめ日:1月17日
提案事項	開業準備活動に従事す	する外国人に対する中長期在留資格の付	寸与
旦 体 的 内 容	外国人が、我が国に	こ来日し自らが代表取締役になり会社を	:設立、引き続き経営活動に従事しようとする場合、

具体的内容 外国人が、我が国に来日し自らが代表取締役になり会社を設立、引き続き経営活動に従事しようとする場合、平成25年7月9日の外国人登録法廃止前であれば、在留資格「短期滞在」の外国人も、外国人登録することにより印鑑登録することが可能であったので、我が国に住所を定めたときは、印鑑登録証明書をもって我が国に住所があることを証明し、単独で代表取締役に就任、「投資・経営」に係る在留資格認定証明書の交付を受けることが可能であった。しかし、現行法では、住民基本台帳法の対象外である「短期滞在」の外国人の場合、印鑑登録ができず、単独で会社設立ができない他(在日大使館等でサイン証明書の交付を受け、住所証明する途もあるが、その発行を行なう在日大使館は多くない。)、不動産取引、銀行取引などに必要な印鑑登録証明書、住民票が用意できず、外国人の対日投資活動を阻害している。そこで、会社を設立し経営活動に従事する前であっても、当該外国人が開業準備活動に従事しようとする場合、(1)事業計画書、(2)開業準備資金(残高証明等)、(3)仕入状況(取引先との契約等)などにより、開業準備活動に従事することが確認できるときは、そのような活動であっても、在留資格「特定活動」の対象とし、住民登録が可能な中長期在留者の対象に加えるべきのある。

提	室	+	休	個人
1/1	ᅏ		14	

	所管省庁:法務省
制度の現状	我が国に来日し自らが代表取締役になり会社を設立しようとする外国人が,在留資格「投資・経営」に係る 在留資格認定証明書交付申請を行う場合には,同申請に係る疎明資料として当該企業の登記事項証明書を求め ています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2, 別表第三
措置の分類	検討に着手
措置の概要	現在,外国会社が日本に支店や子会社を設立しようとする場合において,その手続のために入国する外国人 への対応を検討中です。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号:23

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	31日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日			
提案事項	留学生の日本国内就職	留学生の日本国内就職に当たっての就労ビザ発給要件の緩和		
具体的内容	【提案の具体的内容】	留学生は企業のグローバル人材として活用促進が期待される。留学生の国内就職に当た		
	ってのビザ発給要件を	- 緩和すべきである (例えば、総合職資格での発給)。		
	【提案理由】現在、留	?学生が国内企業に就職する場合は、卒業学部との関連で、例えば「人文知識・国際業務」		
	といったビザが発給さ	ちれる。しかし、企業のニーズは総合職としての採用が主流になってきている。最近の職		
	種においては文系と理	II系の区別を問わない場合があり、また、新入職員には幅広く多様な経験を積ませキャリ		
		いと考えている企業も増えている。企業の実態とのずれの結果、専攻と職務内容の関連性		
	に伴う在留手続きのト	ラブルが少なくない。グローバル人材としての活用促進を図るためにも、関連性の緩和、		
	例えば、総合職資格で	での発給も必要である。		
提案主体	公益社団法人 関西	ā経済連合会		

所管省庁:法務省、厚生労働省、経済産業省 制度の現状 現行法上、いわゆる「総合職」といった在留資格は存在しません。 該当法令等 出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項,第7条第1項第2号,第19条第1項及び第2項,第20条,別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 措置の分類 検討を予定 措置の概要 企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしています。

受付日:10月31日	所管省庁への検討要請日:12月24日	回答取りまとめ日:1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	訪日観光ビザの緩和
具体的内容	【提案の具体的内容】2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続ならびに、対象国(インドネシア、フィリピン、ベトナム等)を追加すべきである。 【提案理由】2013年7月に訪日ビザが免除されたタイ・マレーシアからの訪日観光客数は大きく増加している。 訪日観光客数を増やすことにより、各国と日本を結ぶ航空便の需要が高まり、関西国際空港においても増便が期待される。
	 ※タイ、マレーシアおよび全体の訪日観光客数の対前年同月比の推移 (JNTO 発表資料より) 〈タ イ> 7月:+84.7% 8月:+102.3% 9月:+56.1% 〈マレーシア> 7月:+25.2% 8月:+42.2% 9月:+23.9% 〈全 体> 7月:+18.4% 8月:+17.1% 9月:+31.7%
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会

	所管省庁:警察庁、法務省、外務省
制度の現状	これまでにも ASEAN 諸国人に対する査証緩和措置を行ってきており、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和
	に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、2013年11月18日より短期滞在数次査証を導入しております。
	また、ミャンマーについても 2014 年 1 月より短期滞在数次査証を導入することが決定されています。
該当法令等	外務省設置法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向け
	た必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日:10月	31日 所管省庁への検討要請日:12月24日 回答取りまとめ日:1月17日
提案事項	クルーズ船の入国審査の迅速化・簡素化
具体的内容	【提案の具体的内容】クルーズ船が日本に寄港する前に入国審査官が乗船し、事前に審査を行う「海外臨船」
	による入国審査の実施や、審査場所の確保・増設、審査人員体制の強化、審査の簡素化などにより審査を迅速
	化すべきである。
	【提案理由】日本への寄港が増加している大型クルーズ船の乗客に対応するため。平均滞在時間が8時間程の
	クルーズ船にとって、長時間にわたる入国審査が寄港に際しての阻害要因の一つとなっている。
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会
	所管省庁:法務省
制度の現状	大型クルーズ船の乗客を対象として、寄港地上陸許可を活用した審査を実施するとともに、クルーズ船対応
	のため入国審査官を増員する等,入国審査手続の迅速化・円滑化に取り組んでいます。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第 14 条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	観光立国の実現に資するため、引き続き、大型クルーズ船の乗客に対する出入国審査の迅速化・円滑化を図
	ることとしています。
	また、「日本再興戦略」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、海外臨船審査の実
	施も含め、別途、大型クルーズ船の乗客に対する出入国審査の迅速化・円滑化に資する新たな方策を検討して
	います。